

第 22 回 協 議 会

(平成 16 年 2 月 10 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 2 2 回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 6 年 2 月 1 0 日

開催場所 会見町役場 2 階 会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
森岡 幹雄 宇田川 弘 梅原 弘誓
福田 次芳 吉次 堯明 岡田 昌孫
板 秀樹 橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

欠席委員 塚田 勝美 磯田 順子 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
合併推進室主事 前田智恵子 西伯町総務課長 藤友 裕美
会見町総務課長 米原 俊一 西伯町健康福祉課長 松原日出雄
会見町福祉保健課長 檀田 明美 会見町町民生活課長 赤井 安男
会見町人権施策課長 岡田 好弘 西伯町町民生活課長補佐 亀尾 隆志

(開 会 13時32分)

奥山室長 それでは、ただいまより西伯町・会見町合併協議会第22回会議を開会をさせていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。西伯町の塚田委員、磯田委員、それから亀井委員の3名の方が欠席でございます。したがって、委員17名のうち14名の方が出席であります。

今協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定では、委員の半数以上の出席で成立となっております。したがって、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長のあいさつであります。坂本西伯町長よりごあいさつをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

坂本会長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

立春の寒波があげまして、きょうは非常にすばらしい天候になりましたけれども、合併協議会第22回の会議、御案内いたしましたところ、繰り合わせ御出席をいただきましてありがとうございます。先般は2月の2日に開催いたしまして、町長執務場所などの決定をしていただいて1週間足らずということでございますけれども、きょうはよろしくお願い申し上げたいと思います。

先般、新聞報道によりますと、鳥取市の気高の方では改めて小さな合併がいいのではないかというようなことで議員さん方の動きが報じられておりましたし、また先般、青谷町の方からも視察がございまして、これは福祉の視察でございましたけれども、お尋ねになる内容は、この合併についてどう思うか、なぜ小さな合併を選択したのか、こういう青谷町の方からの質問が中心でございまして、それぞれの皆さんが町の未来を考えていろいろと思ひ悩んでおられる、そういう疑問もお持ちなんだなというようなことを感じながら承っておったわけでございます。

いよいよ今月は26日に合併協定書に調印をすると、こういう日程になっておりまして、ぜひ成功させたいと、このように思っておりますし、また協定を終わりましたも、まだまだ調整項目がたくさん残っているわけでございまして、私の思うところによりますと、多分合併をなし遂げても、まだ調整をしなければいけないことも残るのではないかというように思っておりますが、大きな山は越えるというように思っておりまして、皆様方の最後

までの御協力を何分にもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

きょうは、老人福祉業務の取り扱いなど、いろいろ提案事項もございますし、盛りだくさん御協議することが用意してございますけれども、よろしく御協力を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつにかえたいと思います。

奥山室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が当たっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いします。

坂本会長 そういたしますと、議事録署名委員の指名をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

秦豊委員、岡田昌孫委員さんをお願いをいたしたいと思います。

日程に従いまして、早速協議事項に入らせていただきます。

協議事項1番、平成15年度合併協議会補正予算(第2号)の承認についてを議題といたしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局。

岡田補佐 そうしますと、補正予算について説明させていただきます。お手元の方に配ってあると思いますが、補正予算書(第2号)というのをお開きいただきたいと思います。

2ページでございますけど、全体としまして、212万1,000円を減額するというところで、歳入歳出それぞれを2,272万4,000円とするということでございます。

内訳につきましては6ページから見ていただきたいと思います。まず歳入につきましてですけれど、これは、それと失礼しました、ちょっと先走りまして、2ページの方に議決と書いてあります。きょう議決していただきますので、それで日付がちょっと違ってまいりますので、直させていただきます。平成16年2月10日、議決はまだしていませんので、議決のところは先走って打ってしまってますので御了承ください。

では、6ページでございますけれど、歳入の方につきましては、負担金を212万2,000円減額させていただくということで、西伯町、会見町それぞれで106万1,000円ずつ負担金を減額すると、それと、諸収入の方で雑入でございますけれど、これは通帳を整理しましたら準備会の方で、協議会になる前の準備会の預金利子っていうのが1円通帳の方に準備会の会計を決算した後通帳を廃止にいきましたら残っておりまして、どこに入れようもないんで、協議会の方の雑入として受けるということで準備会の預金利子と

いうことで1,000円をつけております。

歳出の方でございますけれど、7ページでございます。全体としましては協議会費というところで195万1,000円の減額ということです。

協議会費の補正の中身でございますけれど、まず報酬ですが、小委員会は行っておりませんので、小委員会については減額をさせていただいておりますし、監査員の報酬につきましては2回予算が組んでありましたが1回しかしておりませんので、その分を減額しております。当協議会につきましては、当初月1回ぐらいの予定でございましたけれど、協議会の方が月2回ペースになってきておりますので、その分増額させていただいております。次に、報償費につきましてはですけど、これにつきましては調印式をやるということで、調印式の関係でアトラクション等をやる関係で報償費をふやしております。それと、旅費につきましては、事務局の方で既に合併したところへ合併前後の視察を行うということで旅費を増額させていただいております。需用費につきましては、調印式等がありますので、消耗品については11万円増にしておりますけど、印刷製本費につきましては、これは当初は合併の協議の内容をきちっと製本して住民の皆さんに配るという予定で印刷製本費を組んでございましたけれど、それは新年度になってもう少し合併の協議が詰まってから、6月ごろにそういう冊子をつくるというふうに時期を変更してもらいました関係で、15年度の方からは落とさせていただくという格好になります。住民説明会等の印刷も予定しておりましたけれど、事務局の方で、こちらで手前の方でやりましたので、その辺でも減額ということです。役務費につきましては、実績から見まして8,000円の減額ということです。委託料につきましては、合併支援の委託ということで、例規関係の委託と、それからそれ以外に合併の財政推計などの基礎資料とかを委託するというような計画にしておりましたけれど、実際は例規の委託等しかしておりませんので、その分262万7,000円という減額にしております。次に、会議録の作成ですけど、これは初めの報酬のところでも申し上げましたように、協議会の回数が当初の予定よりふえておりますので、その分議事録の作成等の費用もふえておるという格好です。それから、使用料ですけど、これは財政推計をするためのパソコンのソフトなどの使用料が増加しております。それと、負担金及び交付金、これは県からの職員、臨時さんの賃金、それから時間外賃金等ですけど、最終的に今の段階で決算見込みを出しましたところ、15万7,000円の減額ということになっております。

続きまして、次のページで、予備費でございますけれど、当初21万組んでおりました

けど、これを17万減額させていただいて、4万ということにさせてもらっております。

最終的に総額では、歳出を、歳出合計のところに書いておりますように2,484万5,000円から212万1,000円減額しまして、2,272万4,000円という額になります。以上でございます。

坂本会長 ただいま合併協議会の補正予算(第2号)について、事務局の方で説明いたしました。皆様方の方で御質疑や御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 特になしということでございますが、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、協議事項1番につきましては承認をしていただいたということで、次に進めさせていただきたいと思います。

2番、合併協定書(第1回修正案)について、これを議題といたしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

桐林次長 それでは、最初に、修正案ということで、前回から少し表記を加えたり変えたりしたところについて御説明申し上げます。

まず2ページでございますけども、新町の事務所についての具体的な記載を入れております。これは前回の協議会を受けまして、会長さんの方から提案がありました内容を了承いただいたということで、その内容に基づいて取り扱いを記載したものでございます。

事務所位置の取り扱いに関しては、次の事項を原則とするということで、新町において町長の執務場所を始めとする執務体制のいかんにより、地域間に不均衡が生じないように常に状況確認を行うとともに、執務体制に起因する地域間の不均衡が生じた場合は速やかに解消に努めるものとする。それから、将来予定される統合庁舎の建設位置の決定に当たっては、地方自治法第4条の規定によるほか、バランスよく地域の発展が図られるように考慮して決定するものとするというものです。

それから、2番目は現在の両町の役場の呼び方でございますけども、西伯町役場を法勝寺庁舎、会見町役場を天萬庁舎と呼ぶという内容でございます。

それから、執務体制につきましては、議会は法勝寺庁舎にと、それから町長の執務場所は法勝寺庁舎ということでございますが、天萬庁舎の議場は早期に改造して、中央公民館的な、的なということで中央公民館という趣旨ではございませんけども、従来の中央公民

館的な利用ができる、あるいはホール的な利用ができるようにするという趣旨を新たにつけ加えたものであります。これが1点でございます。

それから、めくっていただきまして、4ページの12でございます。事務組織及び機構についてでございます。新町発足時における事務組織及び配置は、別表のとおりとするということで、一番後ろのところにも別表ということで、南部町発足時の事務組織ということで、庁舎別の組織の当初の人数と職員の数に記載した表をつけております。ただ、やはり、これはあくまでも発足したときの状態でございまして、定員管理計画で最終的には150名程度のところまで職員数を削減していくということがございまして、その状況にあわせて当然これは事務組織や機構を見直すということ、念のためということでございすけども加えてございます。これが(2)になります。

それから、めくっていただきまして、10ページでございます。(22)の人権・同和施策で、というのをつけ加えております。実はこれ、きょう改めまして御提案申し上げる予定でございますけども、隣保館・児童館の取り扱いはいささか事業内容が異なってるようでございますので、これを一気に同じところに持っていくのは難しいという趣旨の提案を後ほどさせていただきますけども、それを前提にして隣保館・児童館については各町の例によるという内容を加えさせていただいております。

それから、14ページと15ページのところで、従来、小学校、中学校のスクールバスという表記をしておったところを、通学助成という大きなくくりであらわしたという変更をいたしております。それから、学校の校区ですけども、新町発足後見直しという表現をしておりましたけども、検討という表現に改めております。よろしいでしょうか。

それから、16ページの方で、公民館のところをちょっと文言の訂正をちょっと怠っております、公民館の運営委員と改めるところをちょっとまだ改めておりませんので、次回までにまた改めさせていただきたいと思っております。

それから、あと16ページから17ページですけども、前回までに御提案になりました西伯病院、コミュニティバスの運行、あるいは審議会委員等の構成のことにつきましては、御提案いただきましたけど、またそれと異なる御意見もあったようでございまして、もし入れるとすれば、こういうざっくりした表現になってしまうのかなということで、一応事務局としての提案を3項目させていただいております。これが前回との比較で異なるところでございます。

それから、前文でございますけども、本日、お手元の方に別紙でお届けしております。

ちょっと時間がかかりますけども、一応朗読させていただきたいと思います。

バブルの崩壊とともに高度経済成長が終えんを告げ経済の低成長時代に入った我が国は、少子、高齢化などを特徴とする成熟社会に移行してきた。そのため中央集権的に行ってきた社会システムを変換して分権型社会の実現を目指すとして、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、本格的な地方分権、住民自治の新しい時代の幕があげた。

私たちの暮らす西伯町、会見町は、ともに昭和30年に発足し、隣接する町として連携協力しながら地域の発展と住民の福祉の向上に努め、やがて50年の節目の年を迎えようとしている。

歴史の転換点不況の中で厳しい財政状況を背景に、少子高齢化、国際化、情報化、グローバル化など、私たちの町が経験したこともないさまざまな課題に積極果敢に対応していくために強い自治体が求められるところとなり、私たちは合併を有力なまちづくりの手法として選択し、町の未来を切り開いていく決意をした。

合併に当たっては、社会的な課題にあわせ中山間地に位置する私たちの町が農林業の衰退とともに、人口の減少や集落の消滅といった有史以来の危機的な状況にあることを踏まえ、それぞれの個性な状況にきめ細やかな対応ができる「町」の規模が最適と共通認識を持ち、平成15年1月、両町議会の賛同を得て合併協議会を設置して協議を進めてきた。

合併協議では個人でできることは個人で、個人でできないことは地域で、地域でできないことを行政が行うことが健全な町の発展の姿であると考え、地域住民の共同、住民参加によるまちづくりを基本方針として進めてきた。加えてごみ処理、消防など、近隣市町村との広域的な連携によって効率的な運営を図っていくことも考慮した。

50年の歳月はそれぞれの特徴的な取り組みによって個性あふれる魅力的な町を実現してきたが、それだけに事務事業の調整は1年間をかけた苦労を伴う作業であった。しかし、双方の特徴を生かし新しいまちを構想していく仕事は、夢のあふれる楽しいものでもあった。

厳しい財政事情を背景にしながらも新しい町の発展を願って両町を循環するバスの設置や、心一つにまちづくりを進めるための情報通信基盤整備などを盛り込んで、ここに新町まちづくり計画を策定した。決して満足のいくものではないが賢明な後進諸君が、変化してやまない社会の状況に合わせて計画を練り直し、よりよいものに仕上げてくれることを期待するものである。

私たちは西伯町、会見町の先人が美しい自然の中で歴史と伝統を培ってきたこのすばら

しい町のすべてを受け継ぎ、心と力を合わせて全国に誇れる「南部町」をともに築いていくことを誓い、子々孫々に至るまで末永く発展していくことを願いながらここに合併協定を締結する。平成16年2月26日。西伯町・会見町合併協議会というものでございます。

これの合併協定書案につきましては、最終的には次回の協議会で了解を得るという前提で進めておりますので、本日はこの追加内容、変更内容、あるいは前文につきまして御協議いただければと思っております。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。ただいまの説明、合併協定書について、皆様方の御意見や御質疑はございませんでしょうか。

福田委員。

福田委員 2点だけ、ちょっと提案、修正をできればお願いしたい点がございます。一般的には先回来述べておりました質疑なり意見の中で訂正がなされておまして、かなり準じてしていただいたと思いますので、感謝をしております。今申し上げました1点というのは、今回追加をしていただいております中のバスの関係、48の項目の中でございますが、文言的にここで町民の足としてという足が使っているわけですが、通称ではよく使う言葉ですが、やはり行政的な言葉でこういう表現で足というのは芳しくないと思いますので、町民の交通利便としてコミュニティ、そういうようなことにしていただきたい……。

桐林次長 済みません、ちょっと話を中断するようですが、これはこういうことになるのかなということございまして、そもそも入れる入れないということについての議論を先にさせていただく方がよろしいかと思うんですが、いかがでございましょうか。

福田委員 それもあろうと思います。

桐林次長 前回のことで提案はいただいておりますけども、まちづくり計画と完全に重複する内容で、そもそも入れる入れないの議論をまず先にさせていただいてということだったというふうに思っております。ただ、その議論の土台となるものとしてこういう形のものを提案させていただいたということですので、ちょっとそちらの方が、済みません、勝手なこと……。

福田委員 わかりました。事務局の趣旨だと思います。

坂本会長 入れるとすれば、その交通利便としてということですか、わかりました。

福田委員 今事務局から提案がありました、入れてほしいというのが私が提案したものでございまして、発言人とすれば当然入れてほしいなということで各委員の皆さんにもぜひ御理解をいただきたいなと思っておりますが、その理由といたしまして、特にこの会見

町、西伯町の置かれておるバスの状況というのをお互いが認識をしなきゃならんと思っております。

その理由といたしまして、会見町さんの場合は現在町内バス路線があるわけでございますけれども、これは国、県の制度上から見ますと、道路運送法の21条によって運行されておるものでございまして、民間のバス路線ではなく会見町行政として前の制度、13年度までの制度の中で会見町さんとして十分検討を加えられて、このような方式で現在運行されておるといのが実情でございます。それからいま一つは、町で荻名、あるいは上野の、あるいは鶴田、池野の中学校の生徒の通学輸送をやっておられるのは、そうしたバスで学校の利便上輸送をしておるとい状況下にあると私は認識しております。

一方、西伯町の方ですが、西伯町は道路運送法の第4条によりまして西伯町内の日ノ丸自動車によって運行がなされておるわけです。これは旧の要綱によりまして、第3種生活路線で廃止になったといのが極めて西伯町ではたくさんあるわけですから、その場合には末端を切ってしまったといことで非常に町民として町行政として困ったわけでございます。その補てんとして、これも町の保有するバスで通学、あるいは福祉、いわゆる通学福祉バスをやっておるといのが現況の姿でございますから、それらの環境の中で、今度南部町としてバスを購入し、やっていくといことは、事業主体は南部町という行政が基盤になってバス運行をやっていこうと、こういうことですから、さっき申し上げますように、新しい南部町の地域内におけるバス問題について、現在いろいろ検討を加えていただいておりますが、それらを踏まえた中でのバスの取り組みは一遍にできるもんじゃないと私も思っております。いろんな諸般の状況を克服しながら一つの公共交通といものにつくり上げていかなきゃならん、これが目的であるわけございまして、できることならば、この協定の中で、今申し上げました状況下の中で最大限の可能性を見出していくとい立場から、この48番としての当面の策としてひとつお願いをしておきたいとい大前提でございます。

それで、もしこのとおり協定書の中に書こうといことになれば、先ほど申し上げました町民の足といのは表現上よくありませんので、町民の交通便利といことに、足の文言をかえていただけたらありがたいなとい、以上でございます。

坂本会長 事務局に見解を求めておられますが、いかがですか。ちょっとこれは福田委員、要検討事項として載っております、まずこれをこの合併協定書に載せるか載せないかといところからですから、これは事務局に聞いてもちょっとぐあいが悪いので、ここ

でちょっと協議しましょうや、ね。

森岡委員。

森岡委員 前回その発言があった際に、大ざっぱななんですけども、協定書の中身っていうのは事務扱い等についていよいよ調整を図ってきたと。それでまちづくり計画によるっていう大きな項目の中でくくってあるんだから、このバス問題はよろしいんじゃないかっていうことを発言したつもりであります。それがきょうは提案の形で出ちゃったもので、ああ、これやっぱり入れることにつくるのかなという認識なんですけど、そこら辺は、さっきの言い方だとまたちょっと違うような。

桐林次長 一番最初にお断りしましたように、その入れる入れない自体の議論はあるんですけども、入れるとしたらこういう文言になるんじゃないかという趣旨での、ということで項目も要検討事項ということでこういう扱いにさせていただいておりますので、あくまでも入れる入れない自体を議論していただいた上で、その文言が決まるということに考えております。

森岡委員 ということになると、私は前回意見を申し述べたとおりの意見を持っておりますので、改めて申し上げておきます。

坂本会長 森岡委員が前回言われたのをちょっとまとめてみますと、まちづくり計画の中に網羅してあるので、あえてここに記載しなくてもよいという、そういう趣旨ですな。

森岡委員 そうそう、そういうことです。

坂本会長 そういうことを受けて。

福田委員。

福田委員 確かにそういう発言があったことも承知はしておりますが、その後において、会長あるいは事務局にゆだねてほしいというか、ちょっと考えさせてほしいというのが会長のまとめでございました、あのときにね。それは御承知ですか。

森岡委員 はい。

福田委員 その上に立って、きょう……。

桐林次長 いいえ、ですから。

福田委員 じゃないですか。それは違うですか。

桐林次長 違います。ですから、その前提はあくまでもその入れる入れないについての御議論いただきたいと。ただ入れるとしてももうこの程度しか書けないんじゃないでしょうかという趣旨で、書くとなればこういう内容だということをお提案したのは一番最初に

申し上げたとおりでございます。

坂本会長 ほかにございませんか。入れるとしても、今事務局が言いましたように、47番は西伯病院、これは西伯町の例による、48番はコミュニティバスの運行、この程度の表現だということでございますね。49番は審議会委員等の選任、これは磯田委員が前におっしゃって、これをまとめてやろうということと言った覚えがございます。こういう表現を書けば書くと、協議会の協定書の中に入れればこの程度だということでございます。森岡委員は、まちづくり計画の中に入っているのであえて必要ないのではないかという御意見、福田委員は入れた方がいいという御意見ですが、いかがでしょうか。

福田委員 今ざっくばらんに発言させていただくと、このバス問題に関して非常に何ていうか、アンケートなりコミュニティということでは、ただそこだけはある程度お互いの共通認識になれると思いますが、先ほど申し上げますような状況下のバスということも含めて見ますと、やはり協定書の中では上げておいて、具体的な作業は、それは別の部署で議論をしたり取り組んだりするというのが流れじゃないかなというぐあいに思っております。そこで、ここではそれらを包含した内容として表記をされておることで、私も提案者としては理解をいたしますが、ただ、足という言葉だけはできればかえてほしいなと願いをしておる、それだけのことでございます。

坂本会長 福田委員、2ページにね、新町建設計画について、別添「南部町まちづくり計画」のとおりとするということになっております。ここでこの内容の中にいわゆるコミュニティバスも入ってございます。あえて重複するものを書かなければいけないのかというのが多分森岡委員のおっしゃることだないかな。そういうことですりゃいけんでしょうかな。

福田委員 それで、私が再三バス問題言っておった、いわゆる全体を包含をしたコミュニティという理解と、それから町内全域、いわゆる不便地域解消とかいろんな文言が今までも出てきましたね、この中に。そういうようなことまで触れて、ここの協定書に書く必要はないというぐあいに思います。ただ具体的には何のことだいなというのは、かなりたくさんまだあのまちづくりの中にはあるはずでございます。したがって、この議論の中でいろいろ議論しておいて、今後の作業、事務にかかわる分として私は残しておいた方がいいなという思いがしておるところです。

坂本会長 いずれも主張がちょっと譲れないようでございますが、皆さん方、ほかの委員さん方の御意見をちょっと伺いたいと思います。

岡田委員。

岡田委員 まちづくり計画の中で、他にもう既に計画に上がっておるものがこの中に相当出ておるところがありますので、出ておる項目が。それでやっぱりさっき福田委員がおっしゃったように、このコミュニティバスというのは非常に重要な合併の作業の中で要素を持っておるといふふうに思いますので、この程度の表記であればやっぱり書いておいた方がいらないかなという感じはいたしております。

坂本会長 なるほど。ほかにございませんか。

余り意見がないようでございますが、今岡田委員もおっしゃっていただいたように、この程度の表記なら書いておいた方がいいのではないかとございまして、そのような扱いにさせていただいてもよろしゅうございませうでしょうか。

森岡委員 大勢に従います。

坂本会長 それでは、コミュニティバスの運行について記載をすることにいたします。あと、もうよろしゅうございませうでしょうか。

佐伯委員。

佐伯委員 この合併協定書、すべてそういうことで他にはございませんが、先ほどございました事務局原案のこの前文です。この前文についての考え方をちょっとお聞きしたいと思っておりますが、この合併協定書の、今現在これ見えますと、この文体、私は国語の学者でも何でもございませぬし、何にもわからないので聞くわけでございますけども、そういう面で、この書いてある文体と、それからこの事務局原案の文体、このまま載せるとしたら、何かちょっと少し文体が違っておるんじゃないかなという気がせんでもないですが、どのような考えでしようかなと思って、私はちょっとわからないもんですから聞いてみたいんですが。

坂本会長 文字のスタイルという意味でしょうか。

佐伯委員 文字のスタイルじゃなくて。

坂本会長 文体ですか。

佐伯委員 くくりのところですね。例えば決意したといふふうになっているとことか。

坂本会長 ああ、なるほど。

佐伯委員 幕が開けたとかいふようなところですか。そういうくくりです。そういうことで若干これ、そういう面では、なるほどこれで悪いわけでも何もないわけですが、何かこっちの文体とこっちの今のいわゆる巻頭を飾る文体というのが、何かちょっとニューア

ンスが違ってへんかなてやな気がせんでもないわけですけども、そのあたりちょっとお聞きしたいと思っておるところですが。凝りはございません、別に。

坂本会長 事務局の方で何かありますか。

桐林次長 いえ、特にございませんけども、文体といいますか、中は当然本文というですか、個別の協定項目についてはこれからこうしますという基本的に表現になっておりますし、この前文の方につきましては過去の経過のところや今の思いということであるいろいろ入りまじっておりますので、いわゆる文章の文体というか時間の表現が異なっているようなことがあるのはこれはいたし方ないことかなと思っております。基本的には国語の観点からの文体の整合不整合ということであれば、ちょっとそれはそういうことではないのかなとも思っております。

佐伯委員 いや、ちょっと別段そういう凝りとかなんとはなかったわけですけども、何か頭から押さえつけたような感じがするんじゃないかなという若干気がしたかなという程度のことでございますので、表現としてこれが中身が悪いとかいいとか、そういう考え方は毛頭ございませんし、国が何か決意したってていうことで、すんと切れておるわけですけども、そういう何か違った表現的な書き方がこっちとちょっと違ってへんんじゃないかなという気がしたくらいな程度ですから別に凝りはございません。

坂本会長 よろしかったら、ちょっと訂正したものを事務局の方に提案してやってみていただきたいと思えます。

佐伯委員 はい。

坂本会長 事務局もそういうことをちょっと考えて、直せるところがあったら直してやってください。

橋谷委員。

橋谷委員 私はすばらしい文章だと思います。今、佐伯委員さんが言われました、その言葉のことですけども、むしろ凜とした決意にあふれた表現で、私はむしろいいと思っております。

坂本会長 吉次委員。

吉次委員 これは、あくまでも口語体で文語体でないということはわかちようますし、この協定書はこれからこうしていくということだからこういう使い方がしてあるし、このできたものは既にこういう経過ででき上がったてえことですが、私はこの文章で差し支えありません。あくまでも文語と口語とが一緒に使っているというなら問題があるけれど

そげだないです。全部口語体。

坂本会長 ありがとうございます。

森岡委員。

森岡委員 内容の中段に、合併に当たっては云々の中で、人口の減少や集落の消滅、それから農林業の衰退、これ決めつけて、それを踏まえていう形になってますけども、若干事実上農林業が下火になっていきよることは事実ですし、それから集落の消滅っていう、あたかも消滅がどんどん進んでいくような表現っていうのは、ちょっと何か過ぎりゃへんかいなっていうやな気がせんでもないんですが、例えば集落の消滅を招く状況が近づいておるとか、あるいはその農林業の衰退にしても、もうちょっとストレートに衰退、消滅っていう表現、ちょっと気になる部分はそこなんですけど、事実上そういう方向にあるっていうことを考えて、これからのまちづくりをっていう意味合いで使われてると思うんですけども、ちょっとその辺の表現がちょっと気になるところだなと思って感じました。

坂本会長 森岡委員さん、その部分をちょっとこういう表現がいいのではないかと、うぐあいに書き直して、ちょっと提案していただいたら。

森岡委員 それで、なかなかふっとそいつが今ここでちょっと出てこらんのですけども、そんな感じが実はしました。

坂本会長 いや、後からで結構です。これは25日まででございますので、どんどん事務局に言ってやってください。

森岡委員 もう1点だけ、一番最後で49番目につけ加えてもらった項目。各種審議会委員の選任について、こういった話が出てるんですけども、農政審議会の項目の中で議員を入れないよという1項目入れてますよね。それで、その他の審議会の委員という形でこれはくくってあるだろうと思うんですけども、法に定めのあるもののほか、原則として議員を委員にしないよということがあってもいいのかなという感じがいたします。全般的に、農政審議会だけをやるならそれはいいですけども、ほかにもそういうひっかけが出てくからへんかいなという感じがしますんで検討してみてもいいと思います。

坂本会長 農政審議会ですか。

森岡委員 ええ、農政審議会にははっきりと議会議員を入れないっていう、7ページの、農政だない、総合計画審議会、町議会議員の委員は置かないこととするっていう、もうはっきりこれは表記がしてありますから。この農政審議会にしても、この審議会の一つの種類だと思っておりますので、ほかの審議会についてもやはりそういったのを原則としてちょっ

と確認して。

桐林次長 農政じゃないですね。

森岡委員 ええ、こっちに。総合計画審議会です。農政だなしに総合計画審議会、7ページの。これだけは公募による委員を置くこととするっていう表記がありますので、その他の審議会についても、法に定めのあるものは当然ですけども、法に定めのないものについてはその精神を、うたうのであればやった方がいいんだないかなというふうに感じます。どうでもっていう意味じゃございません。

桐林次長 ちょっと考えてみます。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 今の男女共同参画なんて聞くと、例えばその審議会の委員に議員さんを除くってということになると、割かし活発にそういう活動をされておる議員さん兼委員さんっていうのがありますよね。何もかにも除く除くってというと、それでよければいいですけども、そういう点はどのように、意味はわかるけども。

桐林次長 趣旨としましては、恐らく枠組みとして議員としての委員はあらかじめ入れないと。ですからほかの例えばその分野での学識経験を持ってらっしゃる議員さんが仮にいたとして、その方がその審議会等の委員として適任であれば、その立場としては入っていただいて構わないと。ただしあらかじめ枠組みとして議員を何名入れるというやり方はしないということの趣旨を何か書き込めばという御提案ではなかったかと思っておりますので。

宇田川委員 それだけ明記をせんでもいいじゃないかという、早く言やあ。細かく書き込み出すと新たな審議会等ができたときに、ほんならそれはどげんなあかてってことになると、この程度で私はええと思いますわ。それは今の男女共同参画社会とかなんとかということに対して、そういう委員さんが活発に活動されておることになれば、余りくくってしまわん方がいいではないかなと。別に全体でくくると言われりゃそれは別に結構ですけども、やはり幅ってというのは持たせておくべきだないかなというふうには考えますけどね。

坂本会長 いかがでございましょうか。

森岡委員。

森岡委員 提案しましたのは、最近議会が各種町長の諮問機関である審議会等について、参画をしないっていう議決をされたり、あるいはそういうふうに行っておられる町村が数

多くなってますよね。そういうものを見て、議員としての委員は選任をしないと、法で定めのあるものは議員で入っていないけん部分が必ずあるはずですから、何項目か、それ以外のものについては議員としての委員は置かないっていうものがあったとしても差し支えはないんじゃないかな。余りこだわりませんよ、こだわりはしませんけども、そういう社会一般の最近の状況の中で、この項目をうたうのであれば入ってもいいのかなと、がいに固執はいたしません。宇田川委員のおっしゃった中身も全くわかりますから。

坂本会長 御意見が分かれておりますので。

宇田川委員 別にいいですよ。でもこの程度でええだないですかということですよ。

坂本会長 ほかの委員さん方の御意見をちょっとお聞かせいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

森岡委員 これも大勢に従いますので。

坂本会長 福田委員。

福田委員 私も以前に森岡委員の今言っておられることも一番最初のときに発言はしたんですが、原則的なことがどうかということで、審議会あるいは条例に基づく委員会等、機関があるわけでございます。それに基づいて、議会の中にこの委員会には何名議員を出すという条例に基づく文言等があるわけございまして、まあそれはもう必要ないじゃないかということで西伯町議会としても議論してきた経過もございまして、したがって、会見町さんがどのように行われておるかわかりませんが、新しい南部町とすれば、議会が議決権持っておるものが諮問審議の段階に出て、しかも複数出ているということは、その委員会に出てみますとほとんど議員がしゃべって、ほかの委員さんがなかなか発言がしにくいという、そうしたこともなきにしもあらずございまして、できるだけ広く住民から意見を求めて諮問をなされて、議会で議論した方がいいじゃないかという流れでやったことはありますので、原則的には私は森岡委員がおっしゃるとおりに改正ができればなと思っておりますから、これは条例にかかわる部分がありますので、それから先の論議はここでは定かではないなと思っております。新しい議会がまた議論されることだろうというぐあいに思っておりますという感じでございます。

坂本会長 今49番に、議会議員。

福田委員 いやここには私は。

坂本会長 載せた方がいいのではないかと森岡……。

福田委員 いや、そういう、多分49番ね。

森岡委員 49番に、審議会委員等の選任というすべての審議会委員がここにくられてますから、という意味合いです。

坂本会長 ですから、ここにそういうことを載せたがいいのではないか。宇田川委員さんはまあそれは必要ないのではないか。こういう御意見で私も困りますんで。

福田委員 そういう面で言いますと、とりあえず総務課の方から出たもんだろうと思いますが、総合計画の審議会ははっきりと委員の出し方が明記してあるし、ほかの審議会はどうだい、これはどうだいということに議論が発展しやすいと思いますから、総合計画なら総合計画に準じて行政機関のそうした分はその流れでいくという、これは文言に書くがいいのかどうか分かりませんが、考え方としては私はそうだろうと思います。

坂本会長 橋谷委員さん。

橋谷委員 なかなか先に進みませんので、済みません。総合計画の審議会に町議会議員さんの委員を置かないということには私ももちろんこれ賛成でして、それとこの49番の審議会委員への議員さんのことですけども、宇田川委員さんが言われたとおりに、ある程度幅を持たせた形でしていき私はいいいと思います。

坂本会長 ありがとうございます。森岡委員もこだわらないと言っておられますので、今、橋谷委員さんや宇田川委員さんのお話のとおり、特にここに議員の排除規定は設けないということでまとめたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それではそのように進めさせていただきます。

ほかにございませんか。

三鴨副会長 ちょっと1つ。今の分ですけど、下から5行目ぐらい、6行目ぐらいですが、計画を練り直しということがありますから、これでいいのかなとは思いますが、これだけ財政が厳しい状況の中で堅実な健全な町をもっていくためには、今までつくった事業計画、施策というものの大きな見直しっていうのも当然出てくる、あるいはそこを強く認識しておかんと、あたかもこれしたから、これにその町民の皆さんが何でせんのかというようなことになってどうかいなと思うと、もう少しまちづくりに盛り込んだ施策、事業といえども、実施の段階で内容、費用効果等厳しく吟味するんだというようなことが、ちょっと文章の中ではなじまんかもしらんけど、どうなんかなという気がしてちょっと聞いてみます。それを入れるとちょっと全体の中でのバランスが崩れるのかなと思ったりもしますが、まあこれはこれで理解するということにしますか。ちょっと私は聞いたって、

今までの施策、計画、これは実施してはいかないけんわけですけど、多少延ばしたり、あるいは経費を見直したり、これはしていかないけん世界があるかなと思っております。これで理解しますかな、どうでしょう。再度もうちょっとそこら辺を。

坂本会長 もっと変化を前提にして書けいことですか。

三鴨副会長 ちょっと幾らか。

坂本会長 文章全体からいとなじまんかもしらんね。この方がいいかもしらん。

どうですか、事務局は。

桐林次長 ちょっと、じゃあ考えてはみます。

よろしいということであれば、今回は今御提案いただいたような内容を踏まえまして、一応その場で直しながら最終的な文面を決めていただくようなやり方をとりたいと思っておりますので、また再度そのときに、発言されてましたことについては案を示しながら、最終的な協議をしていただけたらと思いますので、そういうことでどうでしょうか。

坂本会長 よろしゅうございますでしょうか。

三鴨副会長 ええ。

坂本会長 福田委員さん。

福田委員 私の方からも要望を一つ。今言われましたから、最初申し上げました17ページの48の中の「足」というものを「交通利便」にぜひとも文言をかえてほしいなということで、要望をちょっと出しておきたいと思えます。以上です。

坂本会長 いかがでございましょうか。もう一度この協定書については御審議をいただく機会がございます。家にお持ち帰りになって読み直したりいろいろしてきょう臨んでいただいておりますけれども、きょうのまた議論を踏まえて、さらにお持ち帰りになり御検討いただいて、次回の会で最終的に決定をしたいというように思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、2番の合併協定書（修正案）については以上で終わりたいと思えます。

日程に従いまして3番、行政区の取り扱いについてを議題といたしたいと思えます。事務局から説明をお願いします。

桐林次長 それでは、議案の第3号、行政区の取り扱いについてでございます。資料では5ページでございます。

新町における行政区の取り扱いについては、平成16年1月28日開催の西伯町・会見町合併協議会第20回会議提案事項第1号のとおりとするという議案でございまして、前回特に内容についての御質問いただきませんでしたけども、一部選挙区と書いておりましたけども、投票区ということでその場で訂正させていただきました。それを前提に御協議いただきたいと思っております。なお、内容につきましては現行のとおりと。各町の現行とおりとするというものでございますので、それを踏まえて御協議いただきたいと思いません。以上でございます。

坂本会長 議案第3号、行政区の取り扱いについて、御質疑や御意見はございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 たしか宇田川委員さんからだったのではないのでしょうか。余りにも小さい集落はまとめることはできないかというような御意見があったように記憶しておりましたけど、現時点ではそういうことはちょっとできないということですね。スタートはこういうことでスタートして、そういう方向でまた新町で進めていくというように思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、行政区の取り扱いについては以上で終わりたいと思えます。

4番、情報化業務の取り扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

桐林次長 それでは、資料の6ページ目でございます。情報化業務の取り扱いについてでございます。

新町における情報化業務の取り扱いについては、平成16年1月28日開催の西伯町・会見町合併協議会第20回会議提案事項第2号のとおりとするというものでございまして、これらについては特に質疑等ございませんでした。以上でございます。

坂本会長 情報化業務の取り扱いについて、御質疑や御意見をお伺いいたしたいと思えます。

〔質疑なし〕

坂本会長 特にないようでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、情報化業務の取り扱いについては原案のとおり決定することになりました。

5番、定住化対策業務の取り扱いの変更について、これを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

桐林次長 それでは、資料の7ページでございます。

ちょっと配付いたしましたときにつけ忘れておりました、今お手元に配っておる内容でございます。平成15年12月6日開催の第17回会議において確認された定住化対策業務について、別紙のとおり変更するというものでございます。ちょっとお手元の方に行き渡りましてから御説明申し上げたいと思います。

この第17回会議のときにおきましては、定住化の奨励金制度につきまして、西伯町の例によるといたしました。その条件といたしまして、会見町の区域にあっては合併後に取得したものに適用するというにいたしましたわけでございますけども、これは十分な周知期間を設けないと混乱を生ずるのではないかとございまして、今この段階で、もう既に10月1日の合併が決まって、事実上合併すれば10月1日だろうということが決まった段階で、じゃあ新年度、17年度において適用する場合にどの部分が適用になるかということを変更してちょっと確認いたしましたところ、この表現ですと本年の1月2日から9月30日までに取得されたものにつきましてはこの表現を入れると適用されないと、むしろかえって不利になるということが判明いたしまして、これではいけないということで、表現といたしまして、17年度に課税するものというのはあくまでも平成16年1月2日以降に取得されたものですんで、さかのぼって有利な取り扱いをすることについては問題がないであろうということで、その方が混乱もないということでございますので、こういう形での変更の確認をお願いしたいという趣旨でございます。以上でございます。

坂本会長 ただいま説明をいたしました件について、御質疑や御意見はございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、変更の原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございました。

それでは、以上で協議事項はすべて終了いたしました。

日程に従いまして、提案事項に移らせていただきたいと思います。

(1) 住民福祉部会、老人福祉業務の取り扱いについてを御協議いただきたいと思います。

赤井課長。

赤井課長 提案事項第1号、老人福祉業務の取り扱いについてでございますけど、資料内容が多くて、多くの課にまたがっておりますので、説明につきましては西伯町の健康福祉課長の松原の方が御説明したいと思います。よろしく願いいたします。

坂本会長 松原課長。

松原課長 まず、私の方から御説明申し上げます。別紙提案事項の参考資料の方を確認していただきまして、まず1ページからお願いします。

まず老人福祉事業、日常生活用具給付事業でございますが、これは両町とも国の制度でございますので、継続するものといたします。在宅介護支援センター運営事業でございますが、調整方針は基幹型支援センターは直営、地域型支援センターは委託、2カ所、各中学校区に1カ所ずつ、委託先につきましては社会福祉法人伯耆の国といたします。次、緊急通報装置運営事業等でございますが、平成16年度は各町の例によります。平成17年度から下記の方針で統一する。システム・委託先は会見町の例による。これはNTTでございます。それからシステムの設置料は西伯町の例によるものでございます。

次、おはぐりいただきまして2ページ目でございますが、養護老人ホーム入所措置でございますが、これは国の制度によりまして両町の制度を継続いたします。それから、デイサービスの施設使用料等でございますが、平成16年度は各町の例によりまして、平成17年度から新町で調整した額といたします。

次、3ページでございますが、施設の管理委託につきましてでございます。これは両町の制度を継続いたします。それから利用可能者につきましては、町内、町外の扱いにつきまして、両方とも使えるように西伯町の例によりますと。ただし会見ドームにつきましては町民が優先して使えるようにするものでございます。それから、使用料等でございますが、プール、トレーニングルーム、会見ドームにつきましては各町の制度をそれぞれ継続するものでございます。会議室は町民は無料、町外者、冷暖房代は有料と、ただし、額につきましては他の施設との均衡を図って合併時までに決定するものでございます。ふるは有料といたします。ただし、額については両町の施設の均衡を図って合併時までに決定するものでございます。利用可能時間、休館日につきましては、委託先の社会福祉協議会と協議して合併時までに決定するものでございます。

次、おはぐりいただきまして、敬老会でございます。敬老会につきましては、各集落に補助金を出して集落の主催で実施でございます。それから記念品は88歳、95歳とする

ものです。それから、金婚式は廃止するものでございます。理由としましては個人の祝い事で行政ですべきものではないだろうかということでございます。それから、次、はり、きゅう、マッサージ施術費助成でございますが、これは両町の例によるものでございます。それから、老人ホーム入所判定委員会、これも両町の例によります。

それから、次が5ページでございますが、外国人等高齢者福祉給付金、これは県の制度でございまして、両町とも継続します。それから敬老年金でございますが、県の制度によりまして両町の制度を継続いたします。高齢者居住環境整備事業、これは両町の制度を継続いたします。低所得者対策、これも国の制度でございまして、両町の制度を継続いたします。

次、おはぐりいただきまして6ページでございますが、介護用品支給につきましては、これも国の制度でございまして、両町の制度を継続いたします。介護用品支給は会見町の例によります。次、家族介護者支援事業でございますが、事業は継続いたします。実施主体は在宅介護支援センターが行います。内容とか回数は新町で調整いたします。それから、その中で家族介護者ヘルパー受講助成でございますが、国の制度でございまして、これは両町の例によります。

次、7ページの介護予防地域支えあい事業の配食サービス事業でございますが、新社協と町で協議して継続いたします。ただし自己負担は会見町の例によります。次、外出支援サービス事業でございますが、委託先は会見町の例によります。委託費は西伯町の例によります。自己負担は西伯町の例によります。ただし、会見町域の利用者につきましては、合併から3年間激変緩和措置を講じるものでございます。それから寝具類等洗濯乾燥消毒サービスでございますが、これは西伯町の例により実施していきたいというものでございます。

次、8ページでございますが、生きがい活動支援通所事業、これは会見町の例によるものでございます。それから介護予防・生活支援事業の老人クラブ活動等事業分でございますが、これは国費対象事業でございまして、両町の制度を継続いたします。それから、軽度生活援助事業でございますが、会見町の例によります。

それから次のページ、9ページでございますが、アクティビティ・痴呆介護教室、これは西伯町の例によります。それから、住民グループ支援事業、これは西伯町の例によるものでございます。それから、運動指導事業、西伯町介護予防生きがい活動支援事業とか、会見町介護予防生きがい促進事業でございますが、これは西伯町の例によるものでござい

ます。

次、10ページでございますが、生活管理指導短期宿泊事業、これは会見町の例によるものでございます。それから、老人福祉計画策定委員会でございますが、新町で調整するものでございます。

以上10ページまで提案させていただきました。よろしく御審議をお願いします。

坂本会長 駆け足で説明いただきました。老人福祉業務の取り扱いについて、御質疑や御意見を伺いたいと思います。

佐伯委員。

佐伯委員 7ページの外出支援サービス事業について、ちょっと御説明をお願いしたいと思うわけですが、ここで委託先は会見町の例による、委託費は西伯町の例によるということで、この委託費なんです、これによつての激変緩和措置を講じるとあるわけですが、現在会見町の場合が町内が1,500円、町外が4,000円ということになっておるわけですが、それで、西伯町の場合が2,000円と4,000円ということですが、これで自己負担というところで会見町と西伯町が違うわけですね。この関係について、14年度の実績としては会見町が200万程度、西伯町が150万程度ということになっておるわけですが、この利用状況について、どのような状況であるのかちょっとお聞きしておきたいなというふうに思います。というのが3年間の激変緩和措置ということでございますので、それによつて3年間は会見町の人はこちらの形でいくわけですが、今後合併後の4年目からは高くなっていくんじゃないかということになれば、人数的にどのくらいおられるのかというようなこともあって、知っておきたいなと思つておるところです。以上です。

坂本会長 松原課長。

松原課長 西伯町からまず申し上げます。平成15年で実利用者30人です。町内が30人、町外14人でございます。それから14年度の実績でございますが、回数でいいますと、人数はそうした人数です。

檀田課長 済みません、今手元にあるのが15年度の実績なんですけども、それでもよろしいでしょうか。

坂本会長 いいですよ。

檀田課長 15年度の実績が外出支援が11月までの状況で町内が109、町外が424となっております。

坂本会長 よろしゅうございますか。

佐伯委員 回数そのものについてそうですが、西伯町はその外出支援サービスというのがなぜこのように、回数的には30と14ということですから、かなりの開きがあるわけですが、何か違った面での御利用方法があるんじゃないかなということですか。

松原課長 述べと実質人員との違い。失礼しました。

檀田課長 失礼します。私の言い方がちょっと悪かったので、申しわけないですが、実人員の利用数は11月末現在までで、会見町の場合は外出支援の実利用人数は41名です。

佐伯委員 41名ね。

檀田課長 さっき申しましたのは述べ人数になります。

佐伯委員 西伯町は30名ということですね。全体に30名程度の方が利用されてるといふことと、それから40名程度の方がということですが、人口的な観点から見た場合に、若干何かほかの利用方法があつてこのように違つてゐないかなという気がしたもので、その利用方法が何かあるんじゃないかということを書いてみたから。

坂本会長 松原課長。

松原課長 あいのわ銀行の外出サービスを利用しておられます。ちなみにその利用実績でございますが、そういったしますと、あいのわ銀行の14年度実績でございますが、通院に件数128件という実績も上がっております。

坂本会長 それだけですか。

松原課長 はい。

坂本会長 佐伯委員、よろしいですか。

佐伯委員 はい。わかりましたので。

坂本会長 福田委員。

福田委員 2点ほど聞いておきたいと思いますが、4ページの敬老会の問題でございます。調整方針はここに書いてあるとおりでらうと思ひます。町が大きくなつて1カ所で敬老会というのは非常に難しいということは状況的によくわかるわけでございますが、この調整方針のみでは、果たしてどうかいなという気がしひます。まず16年度、合併前の9月15日に行われるだろつというぐあひに思ひておひますので、16年のまず取り扱ひがどうかということと、それから17年度以降、このような方向でいくとすれば、ここに書いてあります各集落というのは多いところでは百数十戸の集落もありましようし、わずか10戸前後の集落もあつたりするわけですし、それから対象者がどのような集落にどのようなおられるかという、いろいろな要素があつて、画一的に行政はこうだと、受け入れ側の集

落はこうだというものがどうなるんかいなという、実は気がいたしますんで、そのような議論が専門部会の方でどのようになされただろうかなというのが1点でございます。

それから、第2点目は、9ページでございます。9ページの地域住民グループ支援事業といきいきサロンということで書いてありますが、これはそれぞれ今集落等へ働きかけをされて取り組んでおられるということでは理解いたしております。ところが、この46集落と10集落で実施中ということでございますんで、それらがさらに拡大をしていくという方向づけの中での状況を若干お聞かせをいただいております。いわゆる西伯町の例ということが基本ですが、聞かせていただきたいなというのと、それからその下に、西伯町ですが、小地域福社会活動費助成金としてこのように表記になっておるわけでございますが、これ若干説明をいただきたいなと思っております。

以上2点でございます。

坂本会長 赤井課長。

赤井課長 私の担当課の関係は、先ほど福田委員言われました敬老会の関係だけ申し上げたいと思います。

敬老会の関係につきましては、ここにも今の現況のところ載っておりますけど、西伯の場合が該当者が1,298名、会見町が約500名ということで、両方、南部町になった場合に約1,800人という人数になります。これが昨年まで両町の今の実績人員を大体見ますと、5割弱の方が出席しておられるように聞いております。ですから、1,800人の半分の900人、それプラスお世話いただく方が二、三百出られるではないかと思っております。そうしますと1カ所に今の西伯、会見町の会場で900人から1,000人以上の人が集まるという会場がございませんので、場所的にちょっと無理ではないかということで、岸本町がずっと以前からやっております、集落に補助金を出して集落単位で実施してもらおうという方法しかないではないかという形で調整方針は出しております。それで、16年につきましては合併前で西伯、会見それぞれ一応継続という格好で実施しております。それで、ことはどうも9月15日は外れて、9月19日が敬老の日ですか。それはいつ実施ということになるかわかりませんが、一応敬老の日に合併前になりますけど実施というような形になるかと思っております。

福田委員 17年度にはこうした方向でまとめていくということでございますね。

坂本会長 松原課長。

松原課長 もう一つの質問でいきいきサロンについて説明させていただきます。まず会

見町さんの方は社協さんが集落にてそれぞれやっておられますが、西伯町の場合はこれは社協委託となっておりますが、実施主体は各地区の住民さんが主体でございます、世話役さんがおられまして、自主的にやっておられまして、中にはやっておられない部落も一部はあるかもしれませんが、それで、その中で西伯町を見ていただきまして、集落にて実施中、運営補助、これは集落のまさに集落に出す補助金でございます。それから小地域福社会活動費助成金ですが、これが触れ合いの場づくりとして地区で行われる場合、この場合に出すこういった手当てを出しておるといった状況でございます、ちなみに平成12年度は利用者が、件数は101件で利用者2,017、それから平成13年度は件数74件の1,159人の利用者、平成14年が19件、ちょっと忘れまして。

以上、そういった手元の資料をちょっと読ませていただきました。以上でございます。

檀田課長 会見町ですけども、いきいきサロンについて、会見町の方ではいきいきサロンは平成13年度から開始しております。平成13年度はボランティアセンター事業として社協が実施しております、13年度が5集落、14年度が7集落、15年度が10集落でスタートしましたけども、現在それがまだふえている状況です。ちなみに会見町22集落ありまして、現在15に近づくくらいで大体月1回で実施しております、会見町の場合は社協の職員がそこに出向いております。これの実施方法につきましては、社協の行政連絡会の方でも社協の合併協の方でも協議が行われておりまして、細かい運営方法につきましては合併してから協議していくということですけども、会見町の場合もできるだけ民生委員さん等の地元の皆さんで実施運営をしていただくという方向で現在取り組みを進めておるところです。

坂本会長 よろしいですか。

福田委員 質問ですので私は。

坂本会長 ほかにございませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 先ほどのいきいきサロンの関係でございますが、これは調整方針として西伯町の例によるということになっておるわけですが、今会見町の例として説明いただきましたが、13年からやっておるということで3年間継続、今現在しておるということで、これは今ここに書いてある運営補助金としては3年間サロンとして10万ということになっておりますが、全体で10万ということですかいね、個々の関係ですか、この書き方がちょっとわからないということ、それがもう一つと、それから、この小地域福社会活動費助

成金ということですが、1地区当たり5つに対して、いわゆる天津だとかあるいは大国だというような5つということと、それから法勝寺地区に1ということなんですか。こういうことでいきますと、西伯町の例ということになれば会見町の場合はこれをどういうふうにくくっていかれるのかなという考え方、それから、もう1点は運営補助金としてのサロンとしての当初が2万円、それから次に年3万6,000円ということですが、今現在会見町の場合いきいきサロンとして、老人関係のいきいきサロンとしては15名以上出席の場合が大体5,000円ということで月が5,000円ということです。ということは6万円ということになりますわね。ということで、その辺の考え方でどのように今後それを西伯町の例ということになりますと、考えていかれるのかということをお聞きしておきたいと思いますが。

坂本会長 檀田課長。

檀田課長 ちょっと運営補助10万円、サロン3年間というのは、きょうこれについての質問、ほかの方からもちょっといただいたんですけども、これは10万円っていう中身は、1地区につきまして年間10万という考え方です。15年度の事業予定としましては、佐伯委員がおっしゃいましたように15人以上の地区につきましては公民館使用料としまして一応1回5,000円、それから、賃金といたしまして4万8,000円年間で予算をしております、大体1地区当たりが10万円という計算になっております。参加人数によりまして、10人以下の場合は2,000円、14人以下の場合は3,000円、15人以上の場合は1地区5,000円ということで、現在はいきいきサロンの補助金というか、その支出をしていただいております。

具体的にこの金額につきまして、西伯・会見の場合につきましても現在のところ幾らにしようというところまでは実際にはまだ話が決まっておきませんので、その細かい1カ所幾らにするっていうのは一つは町の委託事業でもありますし、町当局と両町の社協と協議して、今後金額については調整していく必要があると思っております。

ただ、西伯町の小地域福社会活動費助成金というのは、西伯町が旧校区単位でいろんな地区活動をなさっているんで、会見町にはそういう活動自体っていうか、団体っていうのが残念ながらありませんので、これにつきましてこれをどういうふうに関見町住民さんと西伯の住民さんと今後合併しましてから平等なっていう形で交付っていうのは実施していきたいようにまた協議を重ねていきたいと思っております。

坂本会長 よろしいですか。

ほかの方。

橋谷委員。

橋谷委員 このいきいきサロンっていうことのされておられる内容っていうのがちょっとわからないんですけども、教えていただけませんか。

坂本会長 松原課長。

松原課長 ちなみに私の部落、地区のことを話させていただきますが、各地区の公民館へ集まって、高齢者の方々、独居老人も含めて、そういう方々の、まあずばり楽しく語られたりお食事したり、それとあるいはゲーム的なこともやったり、さまざまでございまして、それでみんな集まってお食事とか触れ合いの場ということで、大ざっぱな説明ですけど、それからまたたまには温泉に行ったり、そういったようなことで、非常にそれまで閉じこもっておられた方も誘い合って活発に、我が家も母もあっちこっち電話したり、何か勢いづいておるような状況でございまして、とにかく高齢者の方々の地域のこれ本当に非常にいいではないかというふうに。それからたまには地区の私どもの部落の公民館で、どうしても食事はつきもの、昼休憩挟んでお食事して若いお母さん方がそれをお世話するといったような、さまざまでございます。特にこれはてってやるべきだというものではございませんで、そこで皆さんが話し合っただけで楽しくやっていただけるのもでございまして。

檀田課長 会見町も大体そういうふうな状態ですけども、お昼御飯を食べるとか食べないとかっていうのはそれぞれの地区で、大体会見町の場合は半日単位で開催をしておられます。社協の職員さんが大体にその場合は出かけていかれて、いろんなゲームとかされるところもありますし、それからだんだん民生委員さんと地元の方が協力していただいて、例えばそば打ちをいきいきサロンの中でするとか、それから民生委員さんと食生活の改善委員さんが協力されて、その中で一緒に食事をつくって食べられるとか、各地区いろんな工夫をされたり、折り紙をしてというようなこともありまして、目的が介護予防で生きがい活動ということで、おうちから出かけていただいて、体も心も元気になっていただこうということがねらいの事業だと思います。

坂本会長 橋谷委員、わかりました。

橋谷委員 わかりました。済みません。だんだんとそういった場が多くなってくると思うんです、今後。私が心配しますのは、いいことだということで大事なことですけども、こういうことにたくさんの金がかかるっていうことになると、じゃあその補助金が本当にどういう形で使われてるのかなということも気になりますし、やり方もこれから工夫して、

できるだけ負担が少ないような形に持っていけたらいいなという、そこだけが気になりますので、ちょっとお聞きしました。済みませんでした。

坂本会長 ほかに。

佐伯委員。

佐伯委員 同じ9ページですけども、介護予防地域支えあい事業実施要綱ということで、アクティビティ・痴呆介護教室ということで、それらは当然回数が違うということですが、これの内容ということで、西伯町熱心に週1回、約20回程度やっておられてるんですが、1クールの、若干それについて御説明をいただければなというふうに考えておるところです。非常に3A教室実施というようなことから、非常にいい方向で運営されてるんじゃないかと思っておりますので、これをちょっと説明いただければと思っております。

坂本会長 松原課長。

松原課長 まず西伯町の取り組みです。健康管理センターでやっておりますが、スッキリ頭の教室などと称して、定期的にやっておるものでございます。いろいろ内容としましてはそれなりに工夫して活性化を図ると、その目的に向かってのいろいろ工夫して取り組んでおります。それから、3Aと書いておりますが、ちなみに明るく頭を使ってあきらめないという頭文字をとってこういういわゆる多少の痴呆でもよくなるというふうなデータもありまして、これは静岡の先生だったでしょうか、そういう人が取り組んでおられるやり方を踏襲して、町でも研修に行ったりしまして取り組んでいるところでございますので、取り組んでやっていただけるものと思っております。そういったことです。

坂本会長 佐伯委員、わかりましたか。

佐伯委員 だから、要するに週1回、あそこのプールとかそれからトレーニングルームとかを使いながらやっていくということですかいいね、これは。

松原課長 健康管理センターですね、保健師等が使っております。そういった場所でこういう講習会もやってるような、しあわせの会場で講演会、老人クラブさん等、有効にすることもありますし、いろんなことをやっておりますが、これは週1回といいますと健康管理センターで健康福祉課で保健師が取り組んでるものでございます。

佐伯委員 わかりました。

坂本会長 御理解をいただきたいと思えます。ほかにございせんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 まあ高齢者施策はいろいろ両町盛りだくさんに取り組んでおりますが、いず

れも委託事業ということで、内容的には金額的には余り大きなものはないわけです。国の補助事業、介護予防事業の中でやっておることが中心だったのではないかと考えております。

この老人福祉業務の取り扱いについては以上で終えたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、ここで10分間程度休憩したいと思います。3時15分再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

(休憩 15時07分)

(再開 15時18分)

坂本会長 それでは、再開いたします。

日程に従いまして、提案事項2番、住民福祉部会、同和対策業務の取り扱いについてを議題といたしたいと思っております。

坂本会長 それでは、岡田課長、説明してください。

岡田課長 そうしますと、私の方からは住民福祉部会、同和対策業務ということで御説明させていただきます。本来もっと前にしておかなければならないと思っておりますけども、行事の事業の方が優先して落としておったと指摘を受けまして、改めて提案させていただくものでございます。

一つには隣保館事業ということでございます。今言ったように事業活動の活動拠点ということで、その事業に取り組んでおる拠点の施設の事業ということで取り組んでおるところでございます。現況ということで3点ほどまとめて上げさせてもらっております。

まず、1つには学習・研修活動ということで、西伯町、会見町とも小・中学校それぞれ回数、年間の活動回数を上げさせていただいております。特にここでは進出学習ということで取り組んでおりまして、西伯町は週1回程度、それから会見町の方が週2回ということでやっておりまして、ここでも回数が会見町の方が多くなっておるところでございます。

それから、その他の研修・学習会でございますが、これはあとの体系は上げておりませんけども、たくましくはばたく育成事業というのを、特にこれは小学生を対象でございますけども、夏休みの期間中にいろいろ学習会やら、それから今の基礎学習の分かれたりとか解放学習を行ったりとかいうことで取り組んでおりまして、そういった中でのものが合計しますと20何回かはあるということでございます。

それから、クラブ活動でございますが、ここでのクラブ活動は、主に高齢者の方々の生きがい対策といえますか、そればかりではございませんけども、例えば今の活動してることを申し上げますと、生け花教室なり習字教室、手芸教室、また花づくりですということとで活動しておると伺っております。そういったクラブ活動がございまして、それをトータルすると大体年間72回やるということでございます。西伯町の方につきましては56回でございます。

それから、3番目の解放まつり、西伯町の方は解放まつりということで2月の第1日曜日ということで開催されました。今月の1日に開催されたところでございます。会見町はこれも日程が決まっております、10月の第4土・日、2日間かけてやっておるということでございます。いわゆる会見町の方は解放文化祭ということで実施ということでございます。

課題でございますが、1には学習活動として回数や内容が若干違うということでございますし、クラブ活動につきましても回数や内容が違ふと、それから3番目に解放まつり、文化祭、開催日や内容が違ふということございまして、そういうことで調整方針でございますが、今の合併協議会で隣保館は合併後もそれぞれ今のそのまま隣保館は存続ということになっておりますので、事業はそれぞれで継続して行くということでございます。それから、また回数や内容はまた新町で改めて調整していくということございまして、基本的にはそういうことで事業は継続するということでございます。それから、クラブ活動につきましては各町の例によるというふうにしております。それと解放まつり・文化祭、これにつきましても各町の例によるということに調整方針はさせていただいております。

それから、児童館の事業でございます。現段階では西伯町の方には児童館というものがございませんで、会見町だけでございます。

この活動の概要を説明させていただきますと、1番には学習・交流活動ということで、具体的には子供の人権教育やら家庭教育、いわゆる子育てに関する親子での学習会を取り組んでおるということでございます。

それから、クラブ活動でございますけども、子供同士の仲間づくりということもございまして、手話教室、それから習字、けん玉等、そういった教室ありまして、そういったクラブ活動をしておりまして、それが年間通すと36回程度だということでございます。

それから、3番目の親子ふれあい活動ということでございます。名称が母親クラブ活動になっておりますけども、これは当初発足当時に子供を育てるには母親がかかわっていか

なければならないではないかということで、特に母親の方からそういった声が上がって組織されたということでございます。ですが、実質的にはやはり子育てということになれば、親子そろってといいますか、保護者が子育てにかかわっていかなければならないということでございまして、今も親子ふれあい活動ということで年7回の、例えばキャンプしたり、それからゲームを通しての楽しみなり、そういったことと、それと今どうしても夫婦共稼ぎということで、なかなかこういう機会が少なくなっているのではないかということから、その交流の場の提供しようということで、そういったことでの活動をしておるところでございます。その活動の補助金として18万9,000円を支出しておるといふことでございます。

課題でございますが、会見町は実施しておるし、西伯町は実施していないということでございます。調整の方につきましては会見町だけでございまして、いわゆる会見地区については以後は継続して行うということでございまして、西伯地区については新町において調整すると、西伯の方にも児童館ということも建設することも検討されておりますけれども、これについてはいわゆる新町において調整するというふうにしてまいります。以上でございます。

坂本会長 同和対策業務について、御質疑や御意見はございませんか。

福田委員。

福田委員 ちょっと1つだけ。隣保館の関係と児童館というのであるわけですが、2のクラブ活動というのは、上側に書いてある、同じ数字ですからちょっとどうかいなと思って聞きますが、5クラブということで書いてありました。それから児童館の方も5クラブということですが、これが重複をしたようなことは全くありませんか。

岡田課長 重複ではございません。

福田委員 これはいわゆる大人一般的な分と、子供たちと、そういうことでたまたま数字が5ということで、のとおりですね。

岡田課長 はい、そういうことです。

福田委員 はいわかりました。

坂本会長 よろしいですか。

福田委員 これが重複してないということがわかればわかったということです。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、同和対策業務の取り扱いについては以上で終わりたいと思います。

続きまして、(3)総務企画部会、広域連合・一部事務組合の取り扱いについてを御協議いただきたいと思います。

事務局お願いします。

桐林次長 それでは、資料の方では10ページでございます。広域連合・一部事務組合等の取り扱いについてでございます。新町における広域連合・一部事務組合等の取り扱いについては現行のとおりとするという提案内容でございます。

その現行の内容でございますけども、別添の資料の方で見ますと12ページになります。そちらをご覧くださいと思います。この中で一覧表でまとめてございます。

まず上の方から順次説明してまいりたいと思いますが、区分といたしまして広域連合でございます。これは本来市町村の事務ではなくって、国や県の権限に属する事務の一部処理することを目的とする市町村の組合ということでございまして、南部箕蚊屋広域連合がでございます。その処理いたします事務は介護保険に関するもの、老人保健福祉計画に関するもの、そのほかこれに関連します県からの移譲事務として居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者の指定等でございます。構成団体名でございますけども、西伯町と会見町はいずれもすべて同じ広域連合等に所属しておる関係で、この両町を除くところだけ記載しております。広域連合、この南部箕蚊屋広域連合につきましては他の構成団体としては岸本町と日吉津村でございます。

次は、一部事務組合でございます。これは本来的に市町村が行う事務の一部を共同して処理することを目的とする組合ということでございまして、まず1つ目が鳥取県西部広域行政組合でございます。処理いたします事務はふるさと市町村圏計画、不燃物処理、広域福祉センター、消防、視聴覚ライブラリー、病院群輪番制病院運営、広域観光、火葬場、介護保険、これは先ほどの南部箕蚊屋の方でやっておるようなところがあります、それから県からの移譲事務のうち火薬類、液化石油ガス等に関するものでございます。構成団体は米子市、境港市、西伯郡の他のすべての町と、それから日野郡のすべての町ということになります。

それから、西伯町ほか二か町清掃施設組合でございます。これは処理します事務はごみ処理でございます。そのほかの構成団体としては岸本町でございます。それから、米子市ほか9か町村衛生施設組合、これはし尿処理をいたしますけども、米子市、他の西伯郡の

町村、日野郡溝口町でございます。この組合につきましては来年度4月1日から西部広域行政組合に一本化される予定でございます。

鳥取県市町村消防災害補償組合でございますけども、これは消防団員、水防団員の損害補償に関する事務を取り扱います。境港市、県内の他の全町村が入っております。

それから、鳥取県町村職員退職手当組合でございますけども、これは退職手当を取り扱っておりますけども、県内の他の全市町村のほか、西伯町ほか二か町清掃施設管理組合などの組合等も入っております。

それから、次に協議会でございますけども、これは市町村の事務の一部を共同して管理執行または連絡調整することを目的とする複数の市町村で組織する執務組織ということで、基本的には法人格を持たないものです。鳥取県西部町村就学指導推進協議会というのがございまして、心身障害児の障害の種類及び程度の審査並びにその障害の状況に応じた教育措置の判定に係る就学指導委員会の設置及び運営に関する事務等を行っております。他の西伯郡の町村と日野郡の各町が入っております。

なお、本合併協議会もこの協議会の範疇に入りますけども、合併とともに消滅するというのでここにはあえて記載はしておりません。

それから、共同設置機関でございますけども、市町村の委員会、委員、あるいはその事務補助吏員などが処理すべき事務を一つの委員会等に執行させるため、複数の市町村が共同して設置する機関ということで、まず1つが鳥取県町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会でございます。これは議会の議員、その他の非常勤の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に係る災害の認定に関する公務災害補償ということでございます。

それから、次が鳥取県町村非常勤職員公務災害補償等審査会ということで、これは先ほど申しました認定の委員会の決定に対する不服等の事務を処理するというのでございます。以上2つにつきましてはその他の全町村、西伯町ほか二か町清掃施設管理組合ほか10組合が入っております。

それから、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会でございます。情報公開及び個人情報保護に関する不服申し立ての審査等を行っております。構成しておりますのは、他の西伯郡の町村、日野郡の各町、先ほどの西伯町ほか二か町清掃施設管理組合ほか西部の管内の2組合でございます。

ここまでが地方自治法に規定されておるものでございまして、次は土地開発公社でございまして、法律の目的、これは法律と申しますのは公有地の拡大の推進に関する法律とい

うものでございますけども、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得・造成・管理等を行う法人ということで、西伯郡南部土地開発公社というものを構成しております。事務処理といたしましては、公共用地、公用地等の取得、管理、処分ということになります。他の構成団体としては岸本町ということでございます。

この広域連合、一部事務組合等につきましては、今後合併の枠組みなり、あるいは協議が進みました段階で、あるいは取り扱いが変わる場合もございますけども、2月26日の合併協定の段階を推測いたしますに、今のところ動きがないので、その段階でも恐らくこのままの枠組みとしか提案しようがないという状況であるという推測のもとに、現行のとおりとするという提案をしております。以上でございます。

坂本会長 大変申しわけありませんけど、この土地開発公社ですけど、2月の5日の日だったと思いますけれども、岸本町長さんの方から、溝口町に土地開発公社があるので、そちらを利用させていただきたいので脱退させていただけんかということが口頭でございまして、すぐ言えばよかったですけど、えらい申しわけございません。脱退ということでございますので、そのように処理していただきたいと思います。

広域連合・一部事務組合等の取り扱いについて、御質疑はございませんか。

秦委員。

秦委員 提案事項の質疑とちょっとかけ離れておるとは思いますけど、ちょっと聞きたいと思っておりますのは、新しく合併すれば、過去西部の14カ町村ですか、それと合併したときには2市5町1村になりますか、ここの西部が、そうした場合に、こういう構成団体の構成が若干変わってくるし、各町、新しくできたところの町、人口的なものがまた変わってきます。西部広域の関係では、やっぱり町村と市町村間の横の連絡、共通した難しい消防とかし尿とかごみとか、それから介護というものももちろんですが、そういうものを横の関連で事務組合でやっておられる。まことに結構なことだと思いますが、今朝の新聞見ますと、やっぱり合併に伴いまして、以後この広域行政管理組合の運営の方向として、人口も変わってくる、いろいろな組み合わせが変わってくる。負担金の問題がちょっと米子市の議員さんの方から出ておるようなことが書いてありました。そうした場合に、均等割というような負担割合があったときにはこまい町村、例えば日吉津村あたりが負担が多くなるというようなこと、ちょっと書いてありましたが、なかなか利害、納得してませんが、お互いに自分とこをよくしようという考え方から、やはり合併前よりも横の各市町村間の不協不和といえますか、ちょっと感情的なわだかまりが残ってくるのではないかと思います。そ

ういうことを今の段階でわからんと思いますが、坂本会長さん、わかれば今後どのようになっっていくだろうかというような予想のお話を聞きたいと考えております。以上でございます。何ていいますか、本題とちょっとかけ離れていますけど。

坂本会長 それでは、私の方からお答えしたいと思いますが、西部広域行政管理組合の方では現在まで合併に伴う負担割合の見直しというような議題ははまだ出ておりません。おおむね均等割20%、人口割80%というような割合で拠出をして運営をしているのが実態でございます、当然共通事務に係る部分については、これは均等割の部分に入ると思いますし、そういう長い間の経験によって、ある程度はつきりわかっていると思いますので、いずれ管理者の方から負担割合についての御相談もあるのではないかというふうに思っているところでございまして、今のところ相談がないので、なかなかお答えすることはちょっと難しいような気がします。(発言する者あり)

三鴨副会長 消防だけは5割ですか、均等割が。

坂本会長 今私は2割・8割ということ言いましたけれども、一般論としてお話ししたわけですし、事務の種類によってはいろいろな負担割合をとっております。

秦委員 どうもありがとうございました。

坂本会長 ほかにございせんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございます。広域連合・一部事務組合等の取り扱いについては以上で終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 次、公共的団体の取り扱いについてを議題といたします。事務局から説明してください。

桐林次長 そうしますと、資料の方が11ページでございます。公共的団体の取り扱いについてでございます。

新町における公共的団体の取り扱い方針については以下のとおりとするということで、まず両町に共通している団体は原則として新町発足時に統合するよう調整する。それから、新町発足時に統合できない団体等については、新町発足後可能な限り早期に統合するよう調整する。なお、独自の団体については現行のとおりとするというものでございまして、公共的団体についてはいろんな定義はありますけども、別添の13ページの一覧表を見ていただくと、むしろイメージがつかんでいただきやすいのかなということでございます。

いわゆるそれぞれの町内で完結する準公共団体というようなものでございまして、13ページはこれ総務課等の関連の部分でございますけども、西伯町区長協議会、会見町区長会初めとして15分野の団体ということになるかと思えます。それから、次は民生関連のところでございます、社会福祉協議会を初めといたしまして25分野の団体というようなことになるかと思えます。それから農業部門につきましては西伯町営農協議会、農業者年金受給者友の会というようなものがございまして12分野、それから商工観光分野につきましては商工会と観光協会で2分野、教育部門につきましては教育振興会、青少年育成町民会議、育成ネットワークほか20分野というようなことでございます。

本来、町村、それぞれの地方公共団体自体の組織ではございませんが、密接不可分な関係にありまして、その事務の大半を町が実態的に行ってるような部分もございまして。ただ、これを一律にいついつ統合するというのは、それぞれの性格の違いがございまして多少困難な面もございまして。そういうことがございまして、まず原則論としては新町発足時に同じように統合していただきたいと。それが多少困難なものにつきましては、いましばらく時間を置くということでございまして。各で独自のもの、これも幾つかございまして、例えば13ページの中でいきますれば会見町そばネットワークでありますとか会見町公園化・景観形成推進委員会、こういうのもございまして。こういうものにつきましては、それぞれの団体でとりあえずそのままいままいまいましようというようなことになるかと思っております。発展的な解散というようなこともあろうかと思えますけども、基本方針としてはこういうことで御確認をいただきたいということで提案した次第でございます。以上でございます。

坂本会長 公共的団体の取り扱いについて、御質疑はございませんか。

岡田委員。

岡田委員 ちょっとこれは法令の法背景、法令の背景があるかどうか、その辺ここへ書き上げてある団体がどうなるとるかわかりませんが、ちょっとつけ加えていただきたいと思えますのは、民生の関係で、会見町の方で会見町ボランティア団体連絡協議会、これは101名の会員を持ってございまして、この間1周年記念をやったところでございますが、こういうのはやっぱり無視できないのではないかと考えてございまして、そのときに西伯町の方から会長さんが見えになりました、来賓として。したがって、西伯町にも同種の団体があるのではなかろうかというふうに思っております。あるいはそれが特別な固有名詞を使った会となっておるのかもわかりません。これが1つと、それから、農業部門の

方で会見町では農村青年会議がございます。これは人数は少ないけども非常に立派な活動をしておりまして、これも見落としてはならない団体ではなかろうかというふうに思っておりますので、追加ができましたらお願いしたいと思います。以上でございます。

坂本会長 西伯町にもボランティア団体協議会がございます。

岡田委員 ありますでしょう。

坂本会長 何で載せとらんかったんかな。

桐林次長 いや、単なる基本的なミスだと思いますので。

坂本会長 そうですか。ならこれは今度はきちんとつけ加えた正式名称を記載して、補足してやってください。

ほかにございますか。

福田委員。

福田委員 1点だけ。どういう活動というか、重複しておる名称が、13ページで、一番下の同和対策推進協議会と青少年育成町民会議というのが2つ載っておるわけですが、これが今度14ページでは同和対策推進協議会が載っていると、それから教育委員会の方に青少年育成町民会議ということで載せてあるわけで、事業的にはこっちがやったりこっちがやったりというのはあるわけですが、あくまでも団体としてですが、この分類はどのように理解なさっておるでしょうか。

桐林次長 調整がしてなかったということで同じものが2カ所載ってるということで御理解を……。

福田委員 そのように理解して……。

坂本会長 いいですかいな。

福田委員 いいです。ダブってるということなら。

坂本会長 ほかにございませんか。若干漏れがあったりダブったりしているものがあるようでございますので、さらに調整していただいて、次回には間違いのないものを提案していただきたいと思います。そういうことで、この件については終わりたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、以上で終わり、5番、財産の取り扱いについてを議題といたします。事務局からお願いします。

桐林次長 そういたしますと、資料の方は12ページでございます。財産（地方債・債

務負担行為等)の取り扱いについてということでございまして、新町における財産(地方債・債務負担行為等)の取り扱いについては新町に引き継ぐものとするということでございます。

その内容いかんでございますけども、別紙の方の17ページからでございます。

まず地方債の状況でございますけども、これは一応決算認定を受けたような時点ということでこの時点でお示しできるのが平成15年3月現在、14年度末ということになりますけども、その状況でお示しいたしております。一般会計の方で西伯町が55億余り、会見町が36億余りということで、両町合わせまして90億というような額になります。それから特別会計の方で西伯町の方が42億、会見町が18億ということで60億ということになります。これは途中半年ごとに返していくというようなこともありまして、現在ではここに載ってるものについては減っております。ただし、年度途中でまた新たに多少借り入れ等がありますので、当然全くきょう今日の状態と一緒にいうわけではありませんけども、規模としてこの程度ということで御確認をいただけたらと思います。

19ページでございますけども、債務負担行為、いわゆる議会の方でこれだけの将来的にわたってお金を払っていてもいいよという確認をいただいたものでございまして、真ん中あたりで前年度末までの支出額と当該年度以降の支出予定額ということで、これは15年度当初ということでございますので、一番近い額が載るとということではございませんけども、西伯町で54項目、1億5,300万円余り、それから会見町で7件、3,300万円余りございまして、これが15年度以降の借金の一部ということでございます。こういう状況があるということを前提にして、これは対外的な債務ということで引き継ぐべきものという御確認をいただけたらという趣旨でございます。以上でございます。

坂本会長 財産の取り扱いについて、御質疑をいただきたいと思っております。

福田委員。

福田委員 改めて、この前にもちょっと質問した点と重複するかわかりませんが、とりあえず改めてということにしておきます。

17ページで、とりあえずその他というのが特に1億9,900万西伯町が出ておるわけですが、全体を比較してみても相当の開きがでありますが、もうちょっと内容がわかれば聞かせておいてほしいというのが1点でございます。

それから、18ページの特別会計の中で、これは前回質問した項目ですが、住宅新築資金の貸し付け事業ということで数字がここで上げられておるわけですが。前回の上げられた

数字が、西伯町が9,316万円、会見町が9,540万5,000円ということで承認したところでございますが、先ほど説明の段階で若干数字が動くということですが、この事業は既に事業として貸し付け事業が終わって、後の返済事務を取り扱っておるという状況でございます。せっかくの貴重な資料でございますんで、この数字の実態というもんが、どっちがどうだろうかという、会見町の場合は上がっております。前回は95ですから大分上がったと、西伯町の場合は93ですから若干の下がりということで、何でこういうことを言うかという、各町村の段階でいわゆる未納、いわゆる当然税を始め使用料等含めて金の入らない部分、こういうので非常に困っておるというのが現状でございます、それらは各町村ではあらゆる手段、方法をもって徴収に努力をしておる、これは十分理解をしておるわけですが、これらの実態と調整をどうこの協議会なりで見ておくのかどうかという、ここにつながっていくわけでございますんで、若干後で未納金等の一覧的なものも提示をされるのかどうか、この辺がわかりませんが、その辺の考え方等も踏まえて御説明をもう少しいただけたらなというぐあいに思います。

坂本会長 事務局。

桐林次長 まず、その他、西伯町側のその他の内訳につきましては、次回ちょっと資料が整えられましたらお出ししたいと思います。

それから、住宅新築資金貸付事業の、これはいわゆる地方債でございます、前回お話ししたのは基金の方でございますんで、ちょっと誤解が.....。

福田委員 いや、貸付金ということで.....。

桐林次長 貸付金の基金でございますんで、前回お話ししたのは、その点でちょっと違ってるとい趣旨だと思いますので、これはあくまでも今持っております負債でございますんで、そこには当然幾ばくかの差はあるというふうに御理解いただけたらと思うんですけども。

福田委員 なかなかようのみ込めませんで、事業をしたときに総貸付金額というのはそれぞれの町村あるわけですね。それを年償還ですとやって償還をしていく、これは当たり前前のことですが、利子含めて。ところが、非常に困った、特別会計処理の中で金が入ってこない、返済金が入ってこないという実態が、これは会見町さんでも西伯町、それ以外の市町村でも物すごく悩みになっておるということも御承知のとおりだろうというぐあいに思っております。そこで、それをそのままにしておくと、特別会計の決算がマイナス決算で赤字決算でならざるを得ませんから、市町村の補てんを行ってゼロ決算をしなきゃ

ならんという流れだろうというぐあいに思っております。

そこで、一つの例で申し上げますと、収入と支出のバランスの中で、当然調定額として貸付金上がるわけですが、実際前年度の徴収金額というのはそのうちの部分的なものしか入らないと、すべて調整額がどんどん膨れ上がって大きくなっていく、これはいわゆる借金財産だろうと思います、行政にすれば、貸しておいて返らないけど数字上は上がって、このものが基金として見た方がいいのか、何で見た方がいいのかというような状況もあるかと思っております。そこまで詳しいことはこの場では説明要りませんけども、もうちょっと実態が、というのは会見町さんでは基金が積んであるわけです、550万。西伯町の場合は大分前から基金がもう底ついて一般会計から銭を入れていかんことには会計決算ができないという、そうした状況の中で調整をきちんと図って、そうしないと、例えば返してもらえないところを借金でちゃんと持っとっても、借りた債務者の場合は人がかわって債務保証というあれがないわけですし、債権者、行政側も、Aさんに貸したけども何年か先でずうっと滞ったもんが戻ってこないという、これ一番心配するわけございまして、そうした調整方針を余りにも西伯町と会見町の実態が違うのかなという感じで、申しわけございませんがそういう感じがしてなりませんので、できれば非常に状態が違うという、これはやむを得んと思います。これを違うところをやはり新町になるためには調整をして、これはやってきた事業ですから、後処理はしなきゃならんというぐあいに思いますんで、これもきょう即答は要りませんので、若干調査をいただいて、わかることがあれば次回でも聞かせてほしいなというぐあいに思っております。以上です。

坂本会長 事務局。

桐林次長 御質問なり御提案の趣旨は、この基金なり地方債の議論とは別ということによろしゅうございますよね。ここでイコールにならないのは当然でありまして、福田委員さんおっしゃってますのは、いわゆる借金を返していただけない方に対する対策ということなんです……。

福田委員 そればかりじゃないですけどね。行政……。

桐林次長 ですから、ここで提案しておりますのは、あくまでも財政上の負債額になり得る額というところの処理を提案させていただいておりますんで、そのこととは別に新築資金等の債権のいわゆる取り立てって言ったらあれですけども、債権の実行をいかにして進めるかという趣旨の御質問かと思うんです。そういうことによろしゅうございましょうか。

福田委員 それは新町になってから当然業務としてやらなきゃならんことですよ、つなげていくのは、最終的には。協議会がどうのこうのっていう方針を立てられませんから、あくまでもこれは関連ではここに書いてあるとすれば、1億5,500万とそれから7,300万円を負債として持っておるんだと、これだけを見るとなるほどというぐあいに数字だけ、ところが先回、今おっしゃいましたその辺が、今ちょっと資料、前回のところをちょっと見ますんで。

桐林次長 済みません、私が申し上げておりますのは、今回の提案は、この地方債の取り扱いをいかにするかということで、地方債のその中の財源、返す財源をどうするかということではなくって、この実態を確認していただいた上で新町に引き継ぐんだという御確認をいただくための提案でございまして、個別の債権の町でいえば返す財源ですね、それを返していただくためにいかにするかという議論とはちょっと切り離して議論させていただくことでよろしいですかということでございます。

福田委員 逆にこっちが聞いてみたいです。実際はここで……。

桐林次長 福田委員さんは、町の借金と……。

坂本会長 ちょっと待ってください。議長を介してやってください。会長を介して。

桐林次長 福田委員さんがおっしゃってますのは、要は債権といえますか町がいただくべきお金の実行との議論と、町として返すべきお金の議論が一体になってるんじゃないかと思うんです。

福田委員 一体です。今言っておることは恐らく一体だと思います。

桐林次長 ですよ。ですけど、これは会計上は一応切り離して考えていただきたいということで、町が返していただくべきお金の債権の実行については、またここは別の議論でさせていただきたいと、これと表裏一体だと言われればそうかもしれませんが、ここの趣旨はあくまでも地方債の残高がどれくらいあって、それについては新町で引き継いで返していかなきゃいけないなということの確認でございますし、町としての債権ですね、逆に町民に対する債権をどうやって実行するかということの議論については、ちょっと切り離していただけませんかということをお願いしております。

福田委員 はい、そのしてもらえませんかということでは理解できまして、それでここに書いてある数字が現在南部町として持つ債権額ということで理解すればいいわけですね。その分はようわかりました。前回の、あの数字が出たのは、先ほどおっしゃいましたことは基金云々言われましたが、最初の数字。

桐林次長 そうですね。基金といいますか、いわゆる債権です、町がっております債権。今回提案しましたのは町の債務でございます。

福田委員 町が国に対する債務ですな。

桐林次長 国とか県とかの債務もでございますんで。

福田委員 それで、前回出たものはいわゆる債権者と町の債務者との関係の数字ということですか。そういうことで理解……。

桐林次長 そういうことです。

福田委員 わかりました。

坂本会長 ほかにございませんか。

岡田委員。

岡田委員 19ページ、この表でございます。債務負担行為云々のこのタイトルの意味が、素人でございますので、余り耳にしませんので、ちょっと計算をして大体の中身がわかりかけたところでございますが、できますればナンバー40の除雪用トラック整備事業あたりの数字をちょっと説明をしていただくとありがたいなど。

桐林次長 多少細かいところで実態と違うかもしれませんが、これでいきますと平成15年で、あと2年間残っておるということでございますので、14、13、12、12年度ぐらいに、このトラックをリースというような形になりますか、買ったという形になっておると思います。そのお金の返し方といいますか払い方につきましては、いわゆる年賦ですね、月賦年賦の年賦で返していくことにしていいですかということを議会に承認していただいていると、その総額がここでいきますと526万7,000円で、既に316万円返しましたけども、残りがまだ210万7,000円ほどありますと。

岡田委員 それ2年で返すと。

桐林次長 はい。これにつきましては年度ごと予算に計上するという部分ということで、その年度ごとに計上していく部分の残りが平成15年の頭でまだ210万7,000円ありますよという意味でございます。

岡田委員 はい、よくわかりました。

桐林次長 要は年賦の残りということでお考えいただいたらいいと思います。

坂本会長 ほかにございませんか。

吉次委員。

吉次委員 今の表を見ますと、西伯町土地改良区補助金というのが、土地総も含めて3、

40ありますが、この土地改良区の補助金ていうのがこげなふうの一つわて分かれておるてえのは、西伯町の土地改良区ては何ほありますか。

坂本会長 総務課長。

藤友課長 西伯町の総務課長でございます。西伯町の土地改良区は1つでございます。ここに上がっておりますのは、土地改良区の事業として事業をやった工種ごとに債務負担を起こしてそこに上げておるということでございまして、それぞれ改良区があるという意味ではございません。一つの改良区の中で事業ごとに債務負担を議決をさせていただいておるという内容でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

坂本会長 よろしいですか。

吉次委員。

吉次委員 11番から土地総が始まっておりますし、35番で大国の土地総がある、38番も大国、46番も大国、48番も大国ですが、結局この土地総てっていうのは、西伯耆県営中山間地域総合整備事業てっていうものだろうと思いますけども、この大国てっていうのが特に出てきたてっていうのは、最初の西伯耆の範囲だなかったではないかと思いますが、もう決まって補助金を出ておうなはあことだけんどうてっていうことじゃありませんけども、この補助金のいわゆる土地総てって書いたものは県営の事業だらあし、大国の土地総てっていうのは団体営だないかと思いますが、そげすうと補助率が違ってくるてってことすども、その辺についてはどういう理解したらようござんすかいね。

坂本会長 藤友課長。

藤友課長 吉次委員さんの御指摘のありました大国土地総が何カ所もあるということでございますが、これは県営の土地総合整備事業で、同じ事業でございます。大国地区も工種によったり、それから地区を何カ所かに分けておるというような実態がございまして、そういう分け方になっております。そこにそれぞれの地区名でも入っておるとまた具体的にわかりやすいというふうに思いますけれども、そういうところへひっくるめて大国土地総という表現をいたしておりますので、こういう分類になっておるということでございます。これにつきましては、確かに県営のすべてが土地総でございまして、団体営の土地改良ではございませんので、その点をつけ加えておきたいというふうに思います。

坂本会長 吉次委員。

吉次委員 その金額にしますと、ほんなら大国という言葉が入れてああどもいずれも県営だということでございますな。

坂本会長 よろしいですか。

藤友課長 それと、西伯耆地区の事業とはこれ別個な事業でございます。

吉次委員 ああそげか、あの事業だなしか。

坂本会長 よろしいですな。

吉次委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、財産の取り扱いについては、以上で終わってもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、以上で財産の取り扱いについては終わりました、次に補助金・交付金などの取り扱いについてを御協議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

桐林次長 資料は13ページでございます。補助金・交付金等の取り扱いについてでございますけども、補助金・交付金等の取り扱いについては次のとおりとするものでございます。

既に協議された事項を除くほか、当面次の方針で新町発足後早い時期に統一を図る。なお、「南部町まちづくり計画」を踏まえて、補助金等の目的・効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直しを行うこととするということでございまして、まず、分類の1番でございますけども、両町で同一あるいは同種の団体に対する補助金等は関係団体の理解と協力を得て組織統合を推進し、補助金を統一する方向で調整するというものでございます。2番目は、いずれかの町のみにある団体に対する補助金等は、制度の経緯、実績を踏まえ、新町全体の均衡に配慮して調整するというものでございます。3番目でございますけども、両町で同一あるいは同種の事業、こちら事業でございます、事業に対する補助金等は制度を統一する方向で調整する。それから、いずれかの町のみで実施している補助金等は、制度の経緯、実績を踏まえ、新町全体の均衡に配慮して調整するというものでございます。それから、他の補助金等と整理統合できる補助金等については、整理統合の方向で調整するというものでございます。

なお、この補助金の現状につきましては、次回もう一度整理をし直し、ちょっと今回時間の都合で十分な整理ができませんでしたので、次回で改めて確認をいただきたいという

ふうに考えております。以上でございます。

坂本会長 13ページの補助金・交付金の取り扱いについて、御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますが、以上で終わってもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、補助金・交付金等の取り扱いについては以上で終わります。

7番、一般職の職員の身分の取り扱いについてを御協議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

桐林次長 そうしますと、資料は14ページでございます。一般職の身分の取り扱いについてでございますけども、一般職の身分の取り扱いについては、次のとおりとするというもので4項目ございます。

まず1番目といたしまして、両町の一般職の職員は、合併特例法第9条の規定に基づき新町の職員として引き継ぐこととする。2番目といたしまして、職員数については新町において定員の適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるというものでございます。3番目といたしまして、職名及び任用要件については、新町発足時に統一するというものでございます。4番目といたしましては、給与については、職員の処遇及び給与の適正化、財政の健全性維持の観点から総合的に調整し統一するというものでございます。

なお、新町発足時においては、旧町における給与を保証するというところでございまして、まず1番目でございますけども、この合併特例法の規定、下の方にちょっと抜粋して書いておりますけども、合併特例法第9条につきましては、第9条、合併関係市町村は、この場合ですと西伯町、会見町ということになりますけども、その協議により市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村、これが南部町ということになりますけども、南部町の職員としての身分を保有するように措置しなければならないと。それから、第2項では、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取り扱いに関しては、職員の全てに通じて公正に処理しなければならないということが規定してございます。

したがいまして、本人の同意がないような解雇をすれば、当然合併に際しての整理解雇というようなことをすると、この法令に反して、仮にそういうことをした場合は労務の提供がないにもかかわらず給与を払わなければいけないというようなことが生じるというこ

とで、原則として今の両町のといいますか、9月30日時点で本人がやめるというような意向がない限りは10月1日ですべての職員を引き継ぐ必要があるということになるということでございます。

それから、2番目の適正化計画でございますけども、これは事務所の関係等もございまして、一応150名という数字をお示したところでございます、将来的に150名と。これにつきましては、改めまして新町の手続を経た適正化計画を策定する。150名というのを原則として適正化計画を策定するということになるということでございます。その確認をいただきたいという趣旨でございます。

それから、任用要件については新町発足時に統一するというので、後ほど御説明いたしますけども、いささか違うところがあるということで、これは統一を南部町発足時に行う必要があるという趣旨でございます。

それから、4番目の給与でございますけども、原則として給与の適正化、財政の健全性等、総合的に調整して統一するというのでございますけども、先ほどの合併特例法9条の規定にありますように、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するようというので、この身分の保有の一つの内容として、やはり給与保証することも必要であろうという趣旨でございます。

別添の資料の方でございますけども20ページからでございます。これが平成16年1月1日現在でまとめました職員の定数の内容でございます。西伯町側で111人の定数に対して現員が111人、会見町側では73人の定数に対しまして67人の現員ということでございますけども、会見町側では新年度に2人の増員の計画がございまして、市町村発足時ではトータルで180人になるというのはこれまでにお示してきたところでございます。

それから、21ページでございますけども、給与条例でございますけども、職階の区分がこういうふうにそれぞれございまして、当然、昇給・昇格基準等の統一、あるいは職名・任用要件等を統一する必要があるということでございます。一々説明しますとひたすら時間が食いますので、また詳細については一応見ていただいたという前提で進ませていただきたいと思っております。なお、西伯町側にはいわゆる行政職のほかには医療職というのがございまして、これは病院等の関係も含めまして栄養士等の職階が決めてございます。栄養士等の分で栄養職の表が決めてございます。

それから、技能職につきましては、多少職名等の違いございますけどもほぼ同じような

決め方がしてあるという現況でございます。

それから、24ページの後段でございますけども、管理職手当等、いささか違う部分がございます。これも合併までに協議をして決めたいという趣旨でございます。期末・勤勉の手当の支給率等は全く一緒でございます。技能職員もまた一緒でございます。ただ先ほど申しましたように、それにはね返る手当等が多少違うということで調整ということでございます。

それから、26ページでございますけども、給与もさることながら、特に最近職員の懲戒行為ということがちょっと厳しくなっておりまして、条例レベル、規則レベルでは一緒なんですけども、交通事故等に関しまして、西伯町の方はある程度細かい内規がございますけども、会見町の方は今ございません。それから、職員の定年の関係でございますけども、いわゆる退職勧奨の関係で、西伯町の方は内規がございますけども会見町の方にはございません。こういうような違いがあるということで、これにつきましてはこの合併協定までにすべてを整えるというようなのはちょっと困難という状況がございますので、新町発足時までに調整をさせていただきたいという趣旨の提案でございます。以上でございます。

坂本会長 以上、一般職の職員の身分の取り扱いについて説明をいただきました。御質疑をいただきたいと思います。

吉次委員。

吉次委員 質疑はありませんども、20ページの会見町の定数等のところが6名漏れております。具体的には国民健康保険が2人、簡易水道が2人、農集が1人、介護が1人で6人ならにや73にはなりません。

桐林次長 そうしますと、これは次回改めて内容を記載したものを、御確認をいただきたいということでよろしゅうございましょうか。

坂本会長 ちょっと待って。計算が違うて意味でしょう。

吉次委員 いやいや、定数の欄が漏れちょう。

坂本会長 ああ、定数の欄、そうですか。なら次回、よろしゅうございますかいね。

吉次委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、以上で終わってもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、一般職の職員の身分の取り扱いについて、以上で終了いたしました。

これをもって提案事項すべて終了いたしました。ありがとうございました。

次、日程に従いまして、報告事項、お願いします。

1 番、合併協定調印式の実施概要について。

事務局。

桐林次長 そうしますと、合併調印式の日程についてということでございます。概略だけ今ここに記載しておりますけども、次第、次ページのとおりということで、ちょっと次ページが間に合いませんので、本日お手元に改めてお届けしております。そちらの方をごらんいただきたいと思います。

式自体は、式典本体とアトラクショナルなものということで2つに分けて行いたいというふうに考えております。場所につきましてはプラザ西伯でございます。それから、主催者は両町と合併協議会というちょっと変則的な主催になりますけども、こういう形になるということでございます。10時に開式いたしまして、まず両町の合併協定調印までの経過報告、それから、合併協定書に、ちょっと申しわけございません、会見町長の頭の位置がずれております、これは大変失礼いたしました、両町長に協定書の方へ調印していただきます。それから、立会人の署名でございますけども、片山鳥取県知事と両町の議長さんをお願いしたいというふうに考えております。それから、新町の名称提案者に感謝状を贈呈するというので、13名の方から提案をいただいております。時間等の都合もございまして、代表1人の方に直接はお渡しをするということを考えております。それから、引き続きまして両町長さんにあいさつをいただきまして、来賓の祝辞といたしましては、鳥取県の片山知事と地元出身の県議会議員ということで福間県議会議員、それからこの場所ではいずれかの議長さんの方に来賓としての祝辞をいただきたいと思っております。それから、祝電の披露ということで、一応ここまでが式典というふうにとらえております。引き続きましてアトラクションということで、西伯町を本拠地に活躍しておられる日本舞踊と、会見町を本拠地に活躍しておられる伊勢大神楽、この2つをアトラクションとして演じていただきます。それから最後に万歳三唱ということで、7の方で来賓祝辞をいただかなかった方の議長さんに万歳三唱の音頭を取っていただきまして閉式ということにしたいと思っております。この祝辞の方、いずれの議長さんにやっていただくかにつきましては

またちょっと両議長さんで御協議いただければというふうに考えております。このような流れで進めたいというふうに考えております。

坂本会長 この件について、何か御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ほんならこのような要領で進めたいと思います。よろしく申し上げます。

次、まちづくり委員会第2ステージ委員の募集について。

事務局。

桐林次長 まちづくり委員会第2ステージ委員の募集についてということでございますけども、まず、既に西伯町・会見町合併協議会のまちづくり委員会の方に対しまして、第2ステージに引き続き参加していただけるかどうかを照会しております。これ今週末までに御返事をいただくようにしております。

1の状況を踏まえまして、さらに町民の参加希望者を募りたいというふうに考えております。その時期は2月中旬から下旬にかけて、区長便による申し込み用紙の配布、あるいは合併協議会のホームページ内で専用サイトを設けると、またそれに行政無線でも呼びかけるというようなことを計画を持っております。委員の人数につきましては、おおむね50名程度という目安を持っております。それから、町別の人数の枠は特に設けないということで取り組んではどうかというふうに考えております。

それで、第2ステージの展開案につきまして、17ページの方に案ということでお示しておりますけども、まず目的でございますけども、西伯町・会見町の合併により誕生する南部町の建設計画の策定に当たり、両町民の有志として意見を述べたまちづくり委員を中心に、合併決定後に必要となる合併に必要な事業等への住民参画、または住民が主体となることが望ましい事業等の検討、企画、実施、評価について提言していただき、新町のまちづくりの準備を進めるというものであります。募集につきましては先ほど申しましたので省略させていただきます。参画分野等の検討ということで、まず3月中にどのような分野で住民参画をするかというようなことをざっくり話し合ってくださいという時期を設けたいと思います。その後4月から9月にかけて、具体的にこういう住民参画の方向をやったらどうかというような提言をまとめていただくと、その具体的な内容を検討していただいた上で、その提案については協議会に報告をいただくと、もし新町発

足までにこんなことをやったらどうかというようなことがあれば、それは実施していくと、主となります新町発足後に実施すべきことについては、町長の職務を行うものや町長に対して合併協議会での協議事項の一環として引き継ぐというような位置づけにしたいというふうに考えております。

それから、合併協議会事務局との関係ですけれども、あくまでもこの会は住民主体で運営していただきたいというふうに考えております。事務的な分野の支援は当然合併協議会事務局でいたしますけれども、これを考えてください、あれを考えてくださいというようなことは申し上げないという会にしたいと思っております。

それから、財政支援等というように書いておりますけれども、その会議をするための部屋の借り上げですとか、資料の作成、最低限の茶菓代等については合併協議会の方で負担すること、それから、これ両町の事務局ということになりますけれども、資料の提供、あるいは各施設の見学などが必要だということになれば、便宜供用を行うと、おおむねこのような枠組みで進めていただいたらというふうに考えております。以上でございます。

坂本会長 この件について、御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございます。ただいま事務局がお話しをいたしました要領で進めたいと思いますので、御承認いただきたいと思います。

3番、新町発足前後の実務に関する先進事例調査について、事務局からお願いいたします。

奥山室長 18ページをごらんいただきたいと思いますが、新町発足前後の実務に関する先進事例調査ということで、新町発足前後の実務に関する先進事例調査を下記の日程で実施するものでございます。

目的でございますが、新町発足前後の実務について、先進地の事例を具体的に調査をいたしまして、南部町発足時の参考として円滑な事務の進捗を図りたいということでございます。視察の先であります、広島県豊田郡大崎上島町でございます、これは瀬戸内海に浮かぶ島でございます、昨年の4月に3町による新設合併ということで、合併後約1年近くを経過しておるということでございまして参考になるのではないかとということでございます。日程でございますが、あすからあさっての2月の11日から12日ということで1泊2日でございます。調査員といたしましては、合併協議会の野間田事務局長ほか、ここには9名となっておりますが、職員総勢12名で参加させていただきたいというふう

に思っております。主な調査事項ということでございますが、1番から6番まで掲げておりますこのような内容について事前に調査をしたいということでございます。

ちなみに大崎上島町でございますが、瀬戸内海に浮かぶ島でございますして、3つの町が1つの町になって1つの島であるということでございまして、しまなみ海道がございます大三島の隣の島でございます。人口が9,816人ということで、高齢化率が38.9%ということでちょっと高いわけでありまして。面積が43.2平方キロメートルでございますして、会見町よりやや大きくて西伯町より約半分というような島でございます。よろしくお願いたします。以上です。

坂本会長 何かありますか。気をつけて行ってきてください。あしたからですな。

そういたしますと、7番、今後の協議会の開催日程について御確認をいただきたいと思っております。

第23回会議が2月25日、9時から12時までプラザ西伯で、また24回会議は3月30日、1時30分から会見町役場会議室で行うということでございます。(「議長」と呼ぶ者あり)何かある。

奥山室長 それで、会議日程でございますが、以前には3月に3回ということで予定させていただいておりましたですけれども、議会中でもございますし、合併協定がなるということでありまして、その方はそういう案件が少ないのではないかとというようなことで3月は1回ということでございますのでよろしくお願いたします。

坂本会長 御確認をいただきたいと思っております。

その他、何かありますか。

宇田川委員 3月のいつ、1回目は。

坂本会長 30日。

どうぞ。

橋谷委員 済みません。ちょっと私、困っておりますので、マイクロバスの運行規定についてですか、町に直接かかわった団体でないといくとマイクロバスが出してもらえないということで、私は農業関係で米子地区一体で生活改善グループということで毎年2月に倉吉の未来中心に行きまして研修というですか大会がありまして、それにこぞって出かけるんですけども、産業課の下の団体にはなるんですけども、JAの女性会のメンバーとか農業士さんとか、それから生活改善グループ、そんなちょっと集まった団体で参加するんですよ。それで、町外の人1人か2人乗られるようになりますし、もし少しでも、無料でそ

れに乗せてもらうということはすごく気が引けまして、ですけども町のバスに有料っていうことは考えられないということもいつも言われますし、今度は合併するので、いつも無理言って乗せていただいているんですけども、もうこれが最後だなと言って、2月27日に行くんですけども、今、公共交通機関を利用しようということを合い言葉にそれが進められてますけども、2月っていう時期はちょっと自動車で行くにもいろいろと不便なところがありまして、時期的に雪もありますし、どうしてもそういうマイクロバスが出るっていうんで参加者もふえるっていう、そういうことがありまして、これは一つの例なんですけども、運行規定がどうなってるかなっていうことはちょっと私も調べてないですけども、その辺でこれからどんどんマイクロバス活用しているんな研修の場に行かなくちゃならないんですけども、今、当然有料になっても仕方がない時代になってくると思うんですけども、その辺でこれから合併するに当たってどういうふうを考えておられるか、希望が少しでも入れていただけるかどうか、その辺が気になりまして、事務局の方でもその辺を調べていただいて、どういう形になればいいのかなということを思いますので、また……。

坂本会長 調べておけということですか。

橋谷委員 はい。

坂本会長 いいですか。

橋谷委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、本日の会議を以上で閉じたいと思います。御協力ありがとうございました。

閉会に当たりまして、三鴨副会長さんのごあいさつをいただいて終わりにしたいと思います。

三鴨副会長 どうもきょうはスムーズに議事を進行していただきましてありがとうございました。

いよいよ今月の26日調印に向かっておるところでありますけども、それぞれの町でいろいろんな課題、懸案を抱えております。お互いがそれを理解をしながら順調にいきますことを願って、閉会のごあいさつにいたします。ありがとうございました。

坂本会長 ありがとうございました。

(閉会 16時35分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員